

### 3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について

#### (1) 社会福祉法人及び施設の指導監査を実施するための体制整備について

**【指摘事項－4】 チェックリストの記載内容を改訂し、チェックリストに基づく県の実地検査が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。**

県では、県要綱（54頁参照）に基づき、一般監査は、実地検査または報告等（法人又は施設に対し、**チェックリスト**（様式：196頁以下）もしくは帳簿、書類等の提出又は報告を求める方法）により実施し、また法人に対する実地検査は、**4年に1回以上実施**する取扱いが行われている。54頁から55頁に記載のとおり、制定通知（54頁参照）によると、一般監査は原則として実地検査により実施し、また、通常2年に1回以上の実地検査を予定していることと比較すると、県の指導監査は**チェックリスト**等の報告等により実施する点と、**実地検査の頻度が少ない**点において、厚生労働省の上記通知とは異なる取扱いとなっている。

県では指導監査担当職員が少ない中で、**チェックリスト**等の活用により、所管する社会福祉法人の概要を予め把握し、指導監査を効果的、効率的に実施することを意図しているとのことであったが、93頁に記載のとおり、**県に提出するチェックリストに記載誤りなどが散見され、チェックリストの正確性について疑問が残る**状況にある。

また、チェックリストの「**6 会計（契約）の状況**」（199頁参照）では、契約金額が100万円以上の物品購入契約、委託・工事請負契約について、契約の相手方、契約年月日、**契約の方法**等の情報を記入することとなっている。特に、契約の方法については、「**随意契約**」・「**指名競争入札**」・「**一般競争入札**」の種別を記載することとされている。78頁以下に記載のとおり、随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っている事実をチェックリストに記載している社会福祉法人が散見されたが、**チェックリスト上、随意契約理由を記載する欄が設定されていない**ことから、当該契約が経理規程で定める「合理的な理由により競争入札に付することが適当でない」と認められる場合<sup>(注)</sup>に該当するか否かを検証することが困難な状況にある。

さらに、理事長一族（ファミリー）に高額な役員報酬等を支給している法人、理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）との不明瞭な取引が行われている法人については、県においても重点的に指導監査を実施しようとしているところではあるが、そのためには、**チェックリスト**によりそれらの概要を十分に把握できるよう

にする必要がある。従って、例えば「6 会計（契約）の状況」において随意契約理由を記載する欄を設定する、理事長一族（ファミリー）や理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）の定義を明確にし、各社会福祉法人に対して、それぞれとの取引（役員報酬、職員給与を含む）をチェックリストに記載することを求めるなど、チェックリストの記載内容を改訂し、チェックリストに基づく県の実地検査が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。

（注）各法人が経理規程で定める「合理的な理由により競争入札に付することが適当でない」と認められる場合は、79頁の【全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程】第68条を準用している。

**【指摘事項－5】 県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するため、県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。**

上記のとおり、県の指導監査は、各社会福祉法人から提出されるチェックリスト等を活用する方法により行われていることから、**指導監査が有効に機能するか否かはチェックリストが正確に作成されているかどうかにより大きく影響を受けると考えられる。**

しかし、例えば、随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っているにも関わらず、県に提出するチェックリスト上、契約の方法を「指名競争入札」や「一般競争入札」と記載したり、そもそもチェックリストに記載しなかった場合、実地検査を行うことなく県が当該記載誤りや記載漏れを把握することは極めて困難であり、逆に、正確かつ詳細な情報をチェックリストに記載した法人については、県が十分な情報を得ることが可能となり、より踏み込んだ指導監査が行われる可能性があるという矛盾を現在の制度は抱えている。

特に、理事については、チェックリストからも明らかなどおり、親族等特殊の関係がある者が理事の定数に応じて一定数を超えてはならないこととされている（201頁参照）。例えば、親族等特殊の関係がある者の一つである「6親等内の血族」については、各理事の戸籍謄本や家系図等が提出されない限り、県が正確に確認することは不可能であると考えられるが、そのような資料まで確認する体制は整

備されていない。

県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するために、県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。

**【指摘事項－6】 国の制度設計により、社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なることがあり、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「地域主権改革一括法」という。）の施行に伴い、平成25年4月1日から、社会福祉法人の認可や指導監査等の権限が、原則として、都道府県から一般市に移譲されたが、町や複数の市町で施設を運営する法人に関しては従来通り、都道府県に上記の権限が残された。町や複数の市町で施設を運営する社会福祉法人は、単一市町で施設を運営する法人と比較し、収支及び財政規模が大きくなるため、都道府県は、「地域主権改革一括法」施行後も、社会福祉法人の指導監査において重要な役割を担うこととなっている。

一方、社会福祉法人が運営する施設に対する指導監査において、指定都市（人口50万人以上）・中核市（人口30万人以上）を除く市町に所在する施設については、引き続き都道府県が施設監査の権限を有している。

上記の制度設計においては、以下に示すケースで、**社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なることとなり、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。**県では、全国に先駆けて、国に対し、社会福祉法人の指導監査と施設監査の一元化を強く要望しているところであり、県のこうした見解は、指導監査の実効性を確保する上で、重要な意味を持つもので、評価されるべきと考える。今後も、引き続き国に強く要望するとともに、現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。

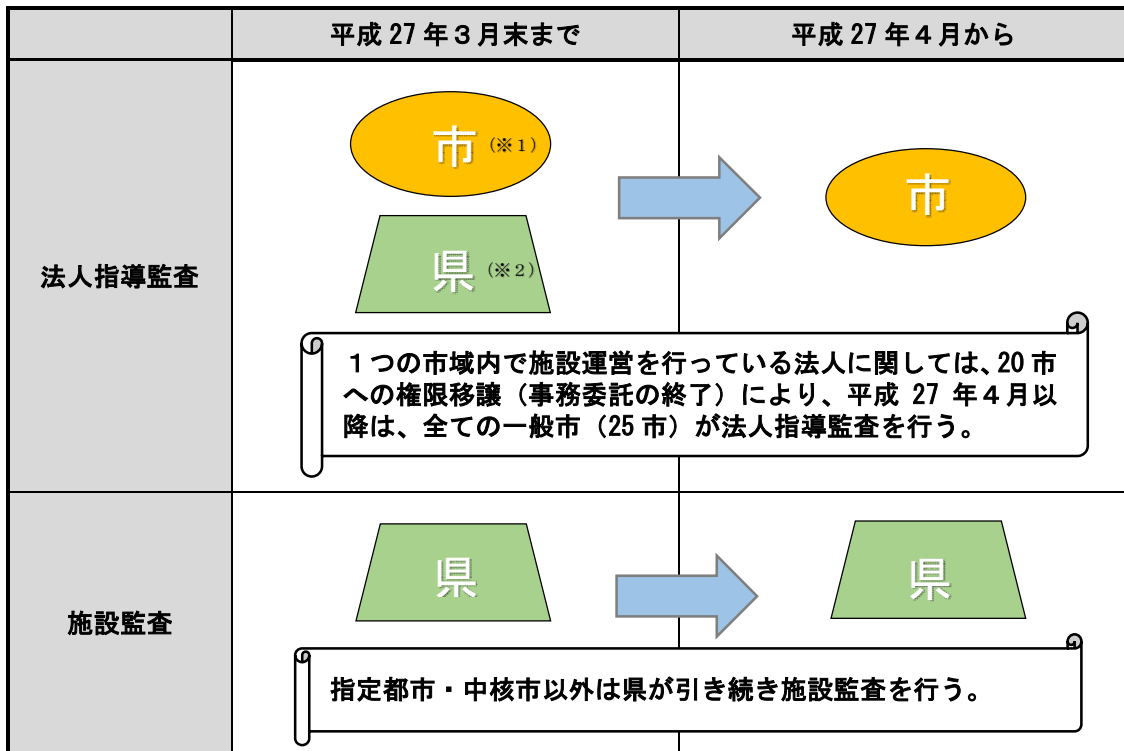
～ 市が法人の指導監査を行い、県が施設監査を行うケース ～

「地域主権改革一括法」の施行に伴い、平成 25 年 4 月から社会福祉法人の認可や指導監査等の権限が都道府県から一般市に移譲されたが、県では一般市（全 25 市）と調整のうえ、市は移譲された指導監査等の事務を県に委託することで、市が体制を整備するまでの間は県が一時的に事務を行うこととした（63～64 頁参照）。

上記の事務委託は平成 26 年度末で廃止することから、平成 27 年 4 月からは全ての一般市が所轄庁となり、1つの市域内で施設運営を行う法人に対しては、各市が指導監査を実施する予定である。

一方、社会福祉施設に対する指導監査の権限は、すでに指定都市・中核市には移譲されているものの、一般市に所在する施設については、引き続き県に権限がある。このため一般市では、法人の指導監査を行う行政主体（市）と施設監査を行う行政主体（県）が異なることになる。

【 県内一般市（25 市）が所管する社会福祉法人の監査を行う行政主体 】



(※ 1) 権限移譲済み 5 市  
明石市、伊丹市、加古川市、三木市、宝塚市

(※ 2) 指定都市、中核市、権限移譲済み 5 市を除く 20 市  
洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市

## ～ 県が法人の指導監査を行い、市が施設監査を行うケース ～

平成27年4月以降も、町や複数の市町で施設を運営する法人については、県（本庁、県民局・県民センター）に社会福祉法人の指導監査の権限が残されているが、県内の指定都市（神戸市）・中核市（姫路市、西宮市、尼崎市）に所在する施設の監査は、所在地の市が行っている。

これにより、法人の指導監査を行う行政主体（県）と施設監査を行う行政主体（指定都市・中核市）が異なることとなる。

法人の指導監査は、各市町に所在する施設を含む法人全体の監査事項を取り扱うものであり、指定都市・中核市にある施設であったとしても、当該市の協力を得ながら、共同監査の体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。

【参考】国の制定通知（54頁参照）では、以下のとおり法人監査と施設監査を担当する県、指定都市、中核市、市が十分に連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいとされている。


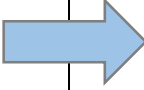


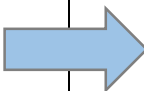

### 制定通知

#### 2. 指導監査の実施等

（2）法人運営と施設又は事業（以下「施設等」という。）の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査は、施設等の指導監査における指摘事項を把握した上で実施することが望ましいこと。

特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している道府県所管法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する指定都市・中核市と法人の指導を担当する道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。また、市が法人に対する指導監査を行う場合も、施設等の指導監査を担当する都道府県と十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。

**【 指定都市・中核市を含む複数の市町で施設運営する（県所管）社会福祉法人の  
監査を行う行政主体 】**

	平成 27 年 3 月末まで	平成 27 年 4 月以降から
<b>法人指導監査</b>		 
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     複数の市町で施設を運営する社会福祉法人に関しては、 従来通り、都道府県が法人指導監査権限をもつ。                 </div>	
<b>施設監査</b>		 
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     指定都市・中核市に所在する施設の監査は、引き続き所在地の指定都市・中核市が行う。                 </div>	

**【指摘事項－7】** 現状では、新会計基準への対応の指導が不十分である。

**【意見－4】** 県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。社会福祉法人の会計及び監査実務に精通した公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。

県が行う社会福祉法人の指導監査では、国要綱（57頁以下の表参照）に基づき、法人財務、すなわち、法人の決算手続が定款の定めに従い適正に行われているかどうか、財産目録・貸借対照表及び収支計算書が整備され保存されているかどうか等について監査を行う必要がある。しかし、包括外部監査の結果、各社会福祉法人において、新しい社会福祉法人会計基準に準拠した処理が行われていない、または、会計基準への準拠に関する検討が不十分と考えられる事例が散見され、**現状では、新会計基準への対応の指導が不十分である**と考えられる。

社会福祉法人の財務諸表は、社会福祉法人会計基準に基づき、複式簿記により作成する必要があるが、実際に社会福祉法人の指導監査を行う指導監査担当職員は、本庁所管であれば健康福祉部社会福祉課の職員、それ以外は県民局・県民センター内の健康福祉事務所の職員であり、地方公共団体の単式簿記には慣れ親しんでいるが、複式簿記については、知識・経験を深める機会が少ないと思われる。本来、人員体制の充実と専門的な人材の育成を図ることが望ましいが、現状、**県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。**

社会福祉法人の会計及び監査実務に精通した公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。

**【指摘事項－8】 社会福祉法人の指導監査における資料の事前準備依頼が十分ではない。社会福祉法人において起り得る問題を把握するための資料や新会計基準に関する資料等の追加依頼が必要である。**

社会福祉法人の指導監査は、1法人につき、原則として4年に1回のペースで行われており、実地監査は概ね2名で1日の日数で行われている。

法人指導監査が、このように限られた日数、監査人員で行われる以上、**資料の事前準備依頼をうまく行うことが、監査の実効性を高める上で、大変重要**となる。

次頁は、健康福祉部社会福祉課が、法人指導監査を行う前に、実地監査先の社会福祉法人に実際に依頼している資料の一覧である。この一覧を見る限り、法人の概要を把握する上で必要な資料は、概ね揃っていると言えるが、**社会福祉法人において起り得る問題や新会計基準への対応状況等を把握するための資料等を依頼していないという点において、指導監査における資料の事前準備依頼が十分でない**と考えられる。

例えば、次頁の資料に関連して、104～105 頁に記載している資料は少なくとも追加して依頼する必要がある。



**【 県の法人指導監査における事前依頼資料（写し） 】**

1. 定款
2. 法人登記簿謄本、不動産登記簿謄本、借地に係る賃貸借契約書
3. 理事会議事録、評議員会議事録
4. 役員・評議員選任関係書類（名簿、履歴書、委嘱状、承諾書）
5. 経理規程
6. 資金収支計算書、事業活動収支計算書（新＝事業活動計算書）、貸借対照表
7. 財産目録
8. 監事監査報告書
9. 決算附属明細書
10. 経理区分間及び会計単位間資金移動明細表（新＝事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書、事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書）
11. 試算表
12. 仕訳伝票、総勘定元帳（勘定票）
13. 現金・預金出納帳、金銭残高金種別表
14. 有価証券台帳
15. 未収金台帳、未払金台帳、前払金台帳、前受金台帳、仮払金台帳、仮受金台帳
16. 不動産台帳、備品台帳、貯蔵品台帳
17. 固定資産管理台帳
18. 立替金台帳、貸付金台帳
19. 預り金台帳、借入金台帳
20. 寄付金台帳、寄付金申込書（控）、寄付金領収書（控）
21. 基本金台帳
22. 補助金台帳
23. 売買・請負契約に係る決定行為書、契約書
24. 支出に係る領収証等の証拠書類
25. 各種規程

**<準備すべき書類等に係る留意点>**

- 1 準備すべき書類等については、必ずしも一か所にまとめておく必要はありませんが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。
- 2 コンピューター処理等を行っているため、書類として管理を行っていない場合は、それら内容がわかるものを準備してください。
- 3 指導監査当日に追加で資料の提示を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 4 準備すべき書類等の中で、該当する書類がない場合は、新たに作成する必要はありません。

**【追加依頼すべきと考える資料（四角枠内）】****① 県の事前依頼資料（前頁）に関連して、社会福祉法人において起り得る問題を把握するための資料**

## 13. 現金・預金出納帳、金銭残高金種別表

**【追加資料】****預金通帳、現金実査表、銀行等からの残高証明書**

## 14. 有価証券台帳

**【追加資料】****証券会社からの取引報告書及び取引残高報告書、時価報告書**

## 15. 未収金台帳、未払金台帳、前払金台帳、前受金台帳、仮払金台帳、仮受金台帳

**【追加資料】****滞留未収金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、顛末等をまとめた資料**

## 16. 不動産台帳、備品台帳、貯蔵品台帳

**【追加資料】****遊休未稼働資産がある場合は、その発生時期、発生原因、時価評価額、顛末等をまとめた資料**

## 18. 立替金台帳、貸付金台帳

**【追加資料】****滞留貸付金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、顛末等をまとめた資料**

## 19. 預り金台帳、借入金台帳

**【追加資料】****滞留預り金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、顛末等をまとめた資料**

## 22. 補助金台帳

**【追加資料】****補助金の交付要綱、交付通知、実績報告**

## 23. 売買・請負契約に係る決定行為書、契約書

**【追加資料】**

随意契約、競争入札の一覧表、業者選定にかかる議事録等

## ② 新会計基準への対応状況を把握するための資料

**【追加資料】**

1. 期首貸借対照表の新会計基準への組替資料
2. 事業・拠点・サービス区分の新旧比較表
3. 新会計基準に基づく移行時の仕訳及びその根拠資料
4. 新しく導入された会計処理（1年基準、金融商品の時価会計、リース取引の会計処理、退職給付会計、固定資産の減損会計、税効果会計など）に関するワークシートとその根拠資料
5. 共通経費の配分基準
6. 財務諸表に対する注記（担保に供している資産、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益、関連当事者との取引の内容、重要な偶発債務、重要な後発事象など）について検討した資料
7. 新会計基準導入未了項目と財務諸表に与える影響額についての資料

## ③ その他

**【追加資料】**

1. 税務申告書（収益事業がある場合）
2. 個人別役員報酬一覧表
3. 県派遣職員、OB職員の人別、人件費一覧表
4. 法人で採用する退職給付制度に係る説明資料

**(2) 社会福祉法人の内部留保についての指導監査について**

**【指摘事項－9】** 県が所管する社会福祉法人 334 法人の運用財産合計約 1 千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉法人の存在意義が問われることになる。県の指導監査においては、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。

**【指摘事項－10】** 県の指導監査においては、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。

**【意見－5】** チェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法とともに記載することとし、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。

厚生労働省に設置された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（座長田中滋慶應義塾大学名誉教授）は、平成 26 年 7 月 4 日付で「社会福祉法人制度の在り方について」を公表している。

これによると、「社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある。この点については、～一部省略～そもそも内部留保を蓄積しているといっても他の社会福祉事業に投資されている部分は既に活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことなど、必ずしも内部留保の額だけで一律には論

じられないことに留意が必要である。しかし、いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自ら経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある。」と結論付けている。

45頁及び47頁に記載のとおり、県が所管する社会福祉法人334法人の内部留保<sup>(※1)</sup>合計は、約1千6百億円であり、また、運用財産<sup>(※2)</sup>合計は、約1千億円である。

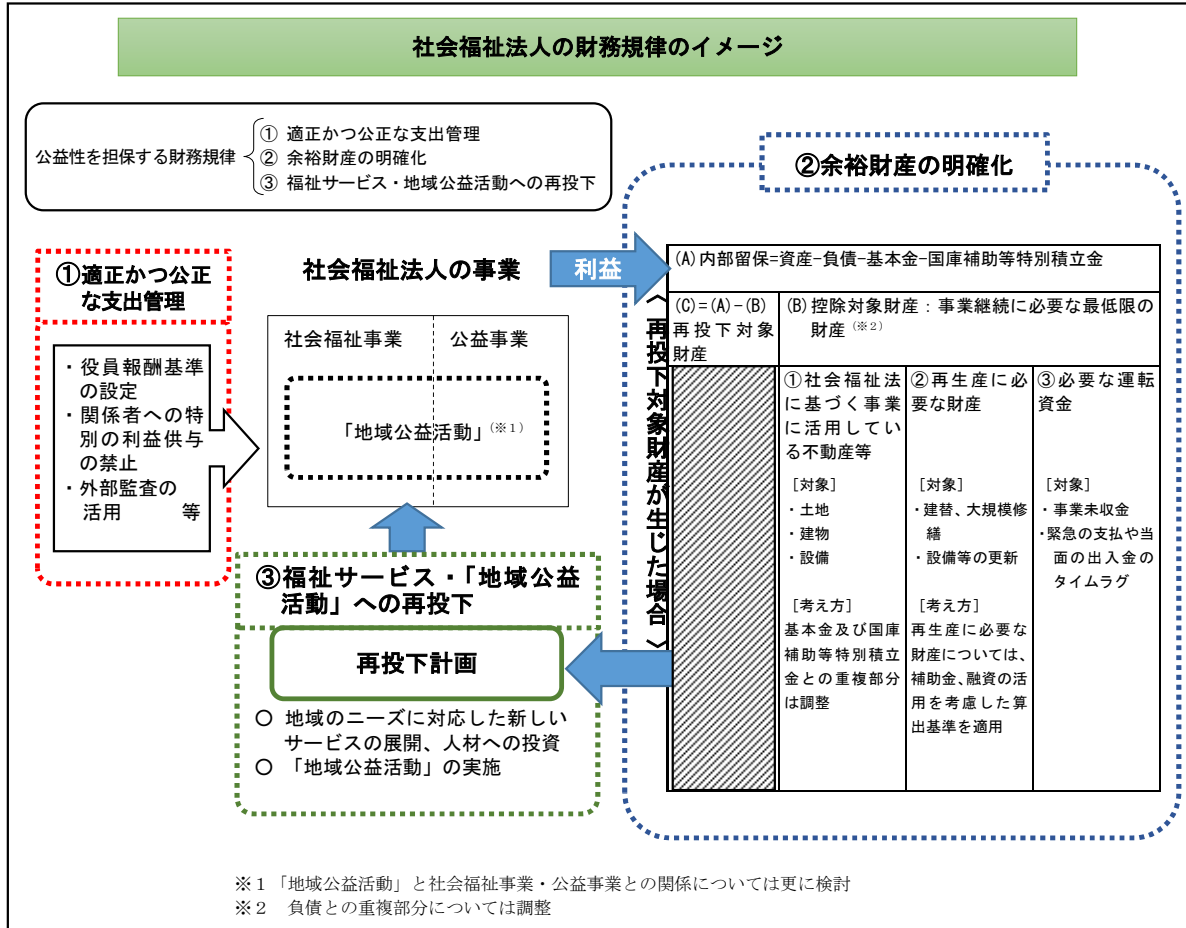
県が所管する社会福祉法人の内部留保合計約1千6百億円のうち、運用財産合計約1千億円を除く、約6百億円については少なくとも社会福祉事業に既に投資され活用されていると考えられる。**運用財産合計約1千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉法人の存在意義が問われることになる。**国の内部留保についての活用方針が明確になっていないことはあるが、**県の指導監査においては、社会福祉法人全体の内部留保額や運用財産の内容を網羅的に把握し、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。**

なお、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」は、貸借対照表の「資産の部」に「建設費等積立資産」等の名称の積立資産として、積み立てられるべきであるが、社会福祉法人の意思決定あるいは財政状態による事情により、「建設費等積立資産」等の積立資産が計上されていない例、あるいは、本来の額よりも少なく計上されている例が散見された。社会福祉法人会計基準上は任意の積立資産であり、**県の指導監査においては、本来の額までの計上を強制することは難しいと考えられるが、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。**

また、県は、所管する社会福祉法人の「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を正確に把握し、上述の内部留保の活用について適切な指導が行えるようにする必要がある。例えば**毎年7月に各社会福祉法人から徴収するチェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法とともに記載することとし、貸借対照表の「資産の部」に「建設費等積立資産」等の積立資産が計上されていない、あるいは、本来の額よりも少なく計上されていても、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。**

- (※1) 内部留保  
本報告書上、内部留保とは、貸借対照表「純資産の部」の「その他の積立金」と「次期繰越活動増減差額」の合計とする。
- (※2) 運用財産  
本報告書上、運用財産とは、貸借対照表「資産の部」の「現金預金」と「積立資産」と「有価証券（投資有価証券を含む）」の合計とする。

【参考】平成26年10月16日付 厚生労働省社会保障審議会福祉部会資料】



※1 「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討

※2 負債との重複部分については調整

(要約のために包括外部監査人が一部資料を加工して作成)

**(3) 社会福祉法人の課題の迅速な解決に向けて**

**【指摘事項－11】** 県の指導監査においては、事業存続自体が困難となりかねない法人、設備投資等が法人財政に重要な影響を与える可能性のある法人、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在することは把握できているため、今後は経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。

**【意見－6】** 東京都が作成した「『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み」などを参考に、県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。

社会福祉法人の経営責任は、社会福祉法人が自ら負うべきものであるが、一方で、県内において良質な福祉サービスを持続的かつ安定的に確保することは、県の責務である。したがって、県は、社会福祉法人の経営が適正となるよう、指導監査の充実を図る必要がある。

包括外部監査において 41 頁から 49 頁に記載のとおり、県が所管する社会福祉法人 334 法人の財務諸表数値を分析すると、そのうち 77 法人 (23%) が、法人全体の事業活動計算書の経常増減差額(一般企業の経常損益に相当する)がマイナス(赤字)であり、また、9 法人 (2.5%) が、貸借対照表の内部留保がマイナス(一般企業の資本欠損に相当する)であり、経営状況が悪化し、財政状態がひっ迫している状況にある。さらに 141 法人 (42%) が貸借対照表の運用財産が 0 円～1 億円である。設備更新や大規模修繕に充当できる資金は、運用財産からさらに運転資金を差し引いた金額であることを考えると、これらの法人は、外部借入に依らなければ、設備投資や大規模修繕を実施することは、難しいように思われる。106 頁の (2) に記載のとおり、内部留保の活用に関する議論がある一方で、上述のように早急に経営改善に必要となる事業収支計画や資金収支計画を策定し、実行しなければ、いずれ事業存続自体が困難となりかねない法人が存在する。

また、大規模な設備投資や修繕を計画し、それらが財政に重要な影響を与える可能性のある法人が存在する。

さらに、112 頁以下の事例のように理事長一族が経営する会社(ファミリー企業)との不明瞭な取引について、意思決定機関である理事会が議決していない等、**コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在する。**

なお、往査をした社会福祉法人の役員の中には、平成 27 年の介護保険法の改正により、一定以上の所得がある利用者の自己負担が現在の 1 割から 2 割に引き上げられ(高齢者の 5 人に 1 人が引き上げ対象に該当する)、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームに入所する利用者の自己負担額が上がることにより、民間が経営するサービス付高齢者向け住宅や介護付有料老人ホームと利用料金に大きな差がなくなり、社会福祉法人が厳しい競争に巻き込まれ、経営の適正化に影響を与えかねない状況を懸念する方もおられた。

**県の指導監査においては、事業存続自体が困難となりかねない法人、設備投資等が法人財政に重要な影響を与える可能性のある法人、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在することは把握できているため、今後は経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。**

東京都社会福祉法人経営適正化検討会が平成 23 年 3 月に公表した「社会福祉法人の経営適正化に向けて～社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用者が安心して、持続的に利用できるために～」(以下「社会福祉法人の経営適正化に向けて」という。)では、社会福祉法人の経営適正化に向けた先進的な提言がなされているが、その中で述べられているように、社会福祉法人が重大な課題を解決するためには、①法人役員がその役割の重要性を再認識し、理事会・監事機能を活性化することなどにより、法人自ら改善策を策定・実施することが重要であるが、これと同様に②**県が法人の課題を早期に発見し対応することが重要**である。

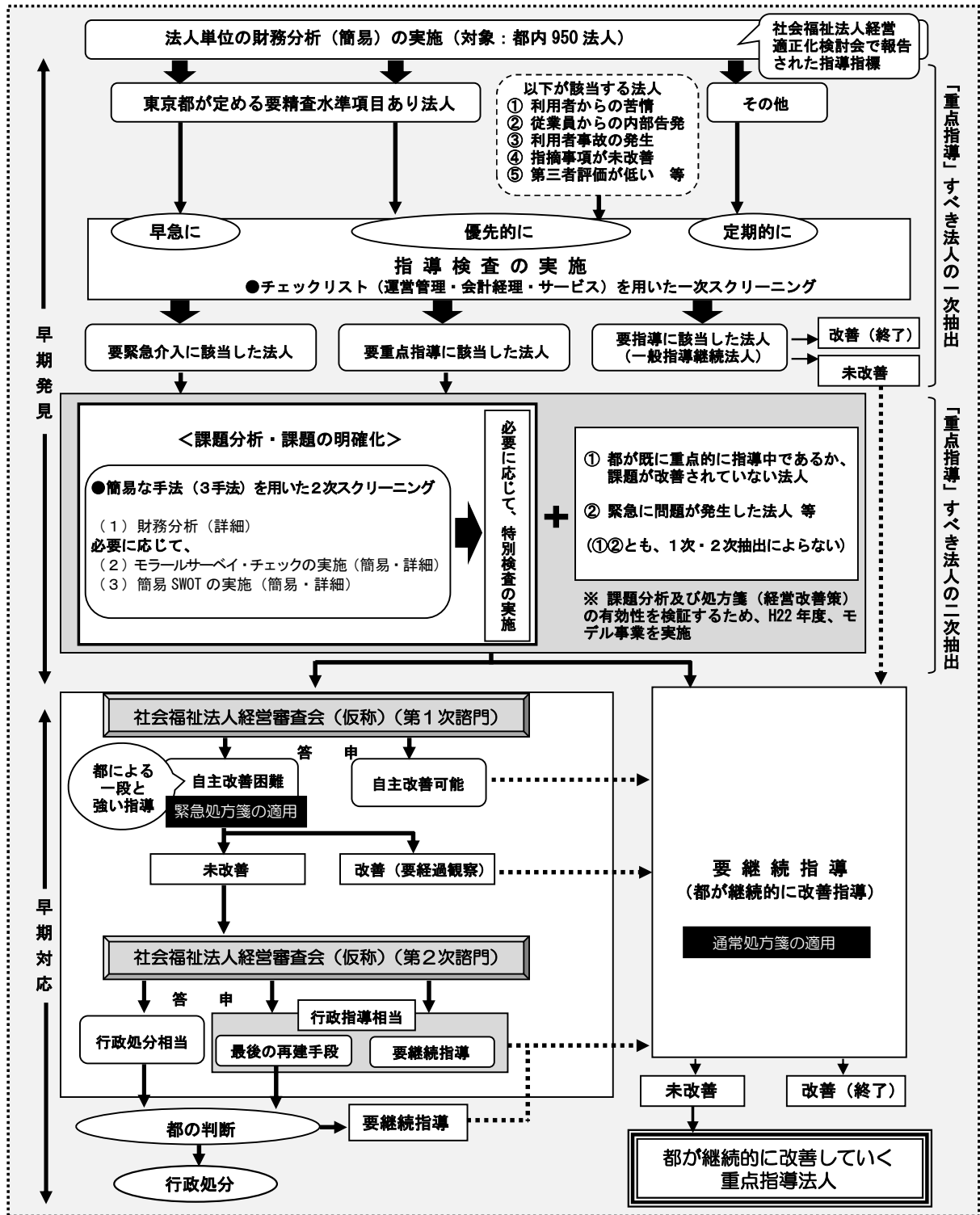
「社会福祉法人の経営適正化に向けて」において提言されている、**東京都が作成した『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み**(次頁表)などを参考に、**県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。**

#### 【 参 考 】

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 D	【意見-36】	158
社会福祉法人 E	【意見-44】	164



【 「重点指導」相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み 】



（東京都社会福祉法人経営適正化検討会が平成 23 年 3 月に公表した「社会福祉法人の経営適正化に向けて」より抜粋）

#### (4) 役員報酬及びファミリー企業についての厳格な監査の必要性

##### **【指摘事項－12】 県は、ファミリー企業との不明瞭な取引について、深度ある監査を行うべきである。**

新聞等では昨今、社会福祉法人とファミリー企業との不明瞭な取引（例えば、社会福祉法人からファミリー企業に対する高額な賃料の支払等）に関する報道が数多くなされている。**社会福祉法人とファミリー企業との間の取引は、一律に否定されるべきものではないが、第三者との取引と比較して、より一層透明性、経済合理性及び事業上の合理性が求められる。**従って、社会福祉法人がファミリー企業と取引を行う場合には、①経理規程に定めた契約手続（一般競争入札等）を適正に実施する、②賃料や委託料等の客観的な根拠、ファミリー企業との取引を実施（継続）することのメリット・デメリットを理事会に明瞭に提示する、③ファミリー企業と特別の利害関係を有する理事を議決から除外する等、取引の透明性を高める措置を講じる必要がある。

一方で、**社会福祉法人とファミリー企業との取引**は、県の指導監査において重点的に検証されるべき項目の一つであることは言うまでもないが、現下の状況では他の項目に比して**より一層慎重かつ深度ある監査を行う必要がある**。ファミリー企業との取引の実態を把握するためには、単にファミリー企業との取引契約書や理事会議事録等を確認するだけでは不十分であり、ファミリー企業の法人登記簿や決算書等の資料を入手した上で、設立経緯、役員構成、財務内容、存在意義、取引フロー等を把握し、ファミリー企業との取引の経済合理性及び事業上の合理性を厳格に監査することが必要不可欠である。

今回の包括外部監査において、以下のようなファミリー企業との不明瞭な取引が行われている事例が確認された。上記のとおり、ファミリー企業との取引については社会的関心が高まっていることから、**県は、上記の点を踏まえながら、ファミリー企業との不明瞭な取引について、深度ある監査を行うべきである。**

**〔事例 ①〕 社会福祉法人が理事会の決議を経ることなく、ファミリー企業と不動産の賃貸借契約を締結している事例**

新規事業等を実施する目的で平成 24 年～25 年度において、当社会福祉法人は、理事長の親族が代表取締役を務める企業との間で、累積支払賃料総額が 1 億円を超える土地・建物の賃貸借契約を複数締結している。**賃料については主として相手方企業との協議に基づき決定したとのことだが、不動産鑑定士による評価賃料等の客観的な指標に基づくものとはなっていない。**

特に、施設建設用地として事業用定期借地権設定契約を締結した物件については、契約に基づく 50 年間の累積支払賃料総額は 4 億 5 千万円となっているが、相手方企業の決算書上、当該土地の取得価額（第三者から購入）は当該累積支払賃料総額の 3 分の 1 程度であることから、**土地の購入価額と比較して高額の累積賃料を支払う契約内容**となっている。

また、定款施行細則において、「1 件につき 1,000 万円以上の工事等の契約、固定資産、物品等の購入」については理事会での決議が必要とされているが、**上記の契約は理事会の決議を経ることなく締結されていた。**



＜社会福祉法人＞

50 年間の累積支払賃料総額  
4 億 5 千万円



＜ファミリー企業＞

当該企業の入手可能な直近の決算書等を閲覧した結果、当該企業が多額の内部留保を計上している事実や、理事長の親族が当該企業から多額の役員報酬等を収受している事実はないことから、当該社会福祉法人が当該企業を利用して理事長一族に利益（資金）を還流させる構図とはなっていないものと推察される。

**〔事例②〕社会福祉法人が随意契約によりファミリー企業と多数の契約を締結している事例**

当社会福祉法人は、理事長の親族が100%株式を所有し運営する企業との間で給食業務、送迎等の**業務委託契約**や土地建物、車両等の**賃貸借契約**を多数締結しており、平成25年度決算書において**業務委託費等が合計約1億5千万円計上**されている。

平成25年度の業務委託契約締結に当たっては、簡単な決裁で理事長の承認を得た上で、**随意契約により契約を更新**している。



＜社会福祉法人＞

業務委託費等  
約1億5千万円



＜ファミリー企業＞

当該企業の入手可能な直近の決算書等を開覧した結果、当該企業が多額の内部留保を計上している事実や、理事長の親族が当該企業から多額の役員報酬等を収受している事実はないことから、当該社会福祉法人が当該企業を利用して理事長一族に利益（資金）を還流させる構図とはなっていないものと推察される。

**【意見一7】** 役員報酬の金額については、現在国の指針として上限額等が定められていないこともあり県の法人指導監査においては、その金額が高額な場合であっても、改善指導を行うまでには至っていない。理事会が、役員報酬の額について適正な審議が行い得るよう、県は、所管する社会福祉法人の役員報酬金額の統計を示すことを検討すべきである。

社会福祉法人定款準則では、法人業務の決定は理事会によって行うこととされており、理事会で議決すべき議案の一つとして、役員報酬に関する事項が挙げられている。実際に理事会が役員報酬の額を審議するに当たっては、**比較対象となる県下の他の社会福祉法人の役員報酬の水準に関する資料がない**ため、高額な役員報酬の提案があったとしても、提案された役員報酬の金額の適否を判断する材料が乏しく活発な審議に至っていないと推測される。

そもそも、役員報酬の金額については、現在国の指針として上限額等が定められていないこともあり、県の法人指導監査においては、その金額が高額な場合であっても、改善指導を行うまでには至っていない。理事会が、役員報酬の額について適正な審議が行い得るよう、県は、所管する社会福祉法人の役員報酬金額の統計を示すことを検討すべきである。

**【意見一8】** ファミリー企業については、法人登記簿、決算書、給与台帳等の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。

県が所管する社会福祉法人の中には、113頁～114頁の事例のとおり、**理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）との不明瞭な取引が行われている法人が見受けられる。**

社会福祉法人とファミリー企業との取引の代表例としては、不動産賃貸借契約を締結し、同企業が所有する不動産を賃借するケース、委託契約を締結し、社会福祉法人の業務の一部委託を行うケースを挙げることができるが、これらの契約の経済

合理性については、これまで、別法人であり、規制する基準や定めがないため、**必ずしも踏み込んだ県の指導監査が行われていない。**

理事長一族が、社会福祉法人の運営する施設の近隣に先祖代々の土地を所有することは少なくなく、この場合に、ファミリー企業を設立し、適正な賃料を法人より徴収することは、否定するものではないが、そもそも社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で認可された極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や施設整備等について公費による補助金の交付を受けている以上、これらの契約が著しく法人にとって不利なもので、**ファミリー企業に不当に多額の資金が流出し、理事長一族（ファミリー企業）に役員報酬等が支給される、あるいは資金がプールされる構図は、決して許されるものではない。**

ファミリー企業の存在については、チェックリストにより把握できる場合が多いが、それ以外にも、不動産賃貸借契約や委託契約の主要な取引先等を確認すると把握できることがある。**ファミリー企業の存在が判明した場合には、下記の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。**

#### 【 ファミリー企業に関する監査を行うに当たり徴求すべき資料 】

##### ① ファミリー企業の法人登記簿

これを入手することにより、社会福祉法人とファミリー企業の役員に同一人物がいないかどうかを把握することができる。

##### ② ファミリー企業の決算書

上記決算書過去3期分程度入手するとともに、必要に応じて、勘定明細や元帳を徴求することで、実態把握を進めることができる。

##### ③ ファミリー企業決算書の人件費と整合する給与台帳等

これを入手することにより、社会福祉法人の役員への、ファミリー企業を通じての役員報酬、給与支給の有無を把握することができる。

##### ④ 社会福祉法人及びその役員と、ファミリー企業との取引一覧（役員報酬等を含む）

これを入手することにより、ファミリー企業との取引を網羅的に把握することができる。なお、当該資料については、96頁と同様、宣誓書の提出を義務付けるべきである。

##### ⑤ ファミリー企業との取引に関する契約書

### Ⅲ. 県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見

#### 〔1〕 **社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団**〔所管：本庁〕

##### 1. 法人の概況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

###### （1）概要

法 人 名 称	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市西区曙町 1070 番地
設 立 認 可 年 月 日	昭和 39 年 6 月 23 日
役 員 等 の 状 況	理 事：13 名（内、県派遣：1 名、県OB：4 名）
	監 事：2 名（内、県派遣：0 名、県OB：0 名）
	評議員：26 名（内、県派遣：1 名、県OB：4 名）
新会計基準への移行状況	平成 25 年度予算より移行

###### （2）事業の状況

###### ① 社会福祉事業

種 別	施設数	運 営 施 設
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	6	特別養護老人ホーム万寿の家（※）、特別養護老人ホーム朝陽ヶ丘荘 等
障 害 者 支 援 施 設	9	総合リハビリテーションセンター障害者支援施設自立生活訓練センター、障害者支援施設小野起生園 等
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 多 機 能 型 事 業 所	8	総合リハビリテーションセンター多機能型事業所あけぼのの家（※）
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 短 期 入 所 事 業	18	自立生活訓練センター短期入所事業所、おおぞらのいえ短期入所事業所 等
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業、共 同 生 活 介 護 ・ 共 同 生 活 支 援 事 業	8	クレパス（主たる事業所 9）、レジデンスカスミ A（主たる事業所 9）
地 域 生 活 支 援 事 業	12	小野起生園日中一時支援事業所 等
老 人 デ ィ サ ー ビ ス 事 業	9	丹寿荘デイサービスセンター
そ の 他	44	のぞみの家 等

（※）包括外部監査人が訪問した運営施設

###### ② 公益事業

種 別	施設数	運 営 施 設
一 般 病 院	2	兵庫県立総合リハビリテーションセンターリハビリテーション中央病院（※） 等
居 宅 介 護 支 援 事 業	7	総合リハ居宅介護支援事業所 等
訪 問 看 護 事 業	2	総合リハ訪問看護ステーション 等
そ の 他	3	兵庫県立こども発達支援センター 等

（※）包括外部監査人が訪問した運営施設

## ③ 収益事業

収益事業は実施していない。

## ④その他

種 別	施設数	運 営 施 設
障害者専門職業紹介事業	3	三木精愛園障害者専門職業紹介事業所 等
障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）	3	淡路障害者就業・生活支援センター
障害者職場適応援助者支援事業	8	兵庫県立リハビリテーションセンター職業能力開発施設等
障害児等療育支援事業	2	出石精和園児童寮 等
そ の 他	11	兵庫県立障害者スポーツ交流館 等

## (3) 決算の状況

① 新会計基準導入前（平成23年度～平成24年度）

## 【平成23年度 一般会計】

（単位：千円）

	社会福祉 事業会計	公益事業会計	病院会計	合 計
事業活動収入 (1)	11,362,849	121,575	5,901,050	17,385,475
事業活動支出 (2)	10,854,928	142,903	5,450,492	16,448,324
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	507,921	△21,328	450,558	937,151
就労支援事業収入 (4)	347,391	—	—	347,391
就労支援事業支出 (5)	347,334	—	—	347,334
就労支援事業活動収支差額 (6)=(4)-(5)	57	—	—	57
事業活動外収支差額 (7)	△68,747	21,229	△363,995	△411,513
経常収支差額 (8)=(3)+(6)+(7)	439,231	△99	86,563	525,695
特別収支差額 (9)	436,106	△11	△16,869	419,225
当期活動収支差額 (10)=(8)+(9)	875,338	△110	69,693	944,921
総資産 （内、運用財産）	17,441,068	16,526	1,261,425	18,719,021 (3,136,235)
純資産 （内、内部留保）	13,529,623 (4,256,366)	3,170 (2,882)	356,179 (343,913)	13,888,973 (4,603,162)



## 【平成24年度 一般会計】

(単位：千円)

	社会福祉 事業会計	公益事業会計	病院会計	合 計
事業活動収入 (1)	10,813,345	121,704	6,011,650	16,946,701
事業活動支出 (2)	10,253,951	155,880	5,649,524	16,059,356
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	559,394	△34,175	362,126	887,344
就労支援事業収入 (4)	376,727	—	—	376,727
就労支援事業支出 (5)	377,672	—	—	377,672
就労支援事業活動収支差額 (6)=(4)-(5)	△944	—	—	△944
事業活動外収支差額 (7)	282,295	33,688	△388,094	△72,110
経常収支差額 (8)=(3)+(6)+(7)	840,745	△487	△25,967	814,289
特別収支差額 (9)	296,135	—	3,582	299,717
当期活動収支差額 (10)=(8)+(9)	1,136,880	△487	△22,385	1,114,007
総資産 (内、運用財産)	17,664,122	18,222	1,219,557	18,901,902 (3,379,426)
純資産 (内、内部留保)	14,468,055 (5,414,537)	2,409 (2,394)	331,227 (321,527)	14,801,692 (5,738,459)

## ② 新会計基準導入後 (平成25年度)

(単位：千円)

	社会福祉 事 業	公益事業	合 計	内部取引 消 去	法人合計
サービス活動収益 (1)	11,087,999	6,183,491	17,271,491	△130,706	17,140,784
サービス活動費用 (2)	10,716,090	6,114,112	16,830,203	△130,706	16,699,496
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	371,909	69,378	441,288	—	441,288
サービス活動外増減差額 (4)	10,571	6,223	16,794	—	16,794
経常増減差額 (5)=(3)+(4)	382,480	75,602	458,082	—	458,082
特別増減差額 (6)	△265,117	281,699	16,582	—	16,582
当期活動増減差額 (7)=(5)+(6)	117,363	357,301	474,664	—	474,664
総資産 (内、運用財産)	17,521,932 (3,827,931)	1,514,792 (434,439)	19,036,724 (4,262,370)	△284,913	18,751,811 (4,262,370)
純資産 (内、内部留保)	14,271,059 (5,630,640)	688,364 (681,224)	14,959,423 (6,311,864)	—	14,959,423 (6,311,864)

**【施設写真】**

**<万寿の家>**



**<あけぼのの家>**



## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見—9】 関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章、同注解22及び運用指針22において、財務諸表の注記として「**関連当事者との取引の内容**」に関する注記が求められている。関連当事者とは、「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にあるもの）**」又は「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人**」を言い、当該関連当事者と事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、**年間1,000万円を超える取引が存在する場合には、全て開示する必要がある。**

関連当事者との取引は、独立第三者間の取引条件とは乖離した、**社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高い**ことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。

運用指針22(1)イにおいて、関連当事者に該当する役員は「有給常勤役員」に限定するとされており、兵庫県社会福祉事業団においては理事長、専務理事、常務理事、監事の1名及びその近親者並びにこれらの者が議決権の過半数を有している法人が関連当事者に該当すると考えられる。

しかし、**兵庫県社会福祉事業団では、関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続、例えば役員に対するアンケート調査などを実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。**

また、その他の注記事項（重要な偶発債務、重要な後発事象など）についても、チェックリストなどを用いた確認作業を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。

## 【意見一10】 有価証券の評価が適切に行われていない。

兵庫県社会福祉事業団においては、平成26年3月末時点において、以下の債券を満期保有目的の債券として保有している。

### 【兵庫県社会福祉事業団が保有する「満期保有目的の債券」一覧】

(単位：千円)

銘 柄	帳簿価額
兵庫県住宅供給公社債	43,000
兵庫県住宅供給公社債	68,000
第401回国庫短期証券	999,882
第328回利付国債	300,000
5年第13回地方公共団体金融機構債券	1,100,000
合 計	2,510,882

「社会福祉法人会計基準」第4章3(3)及び同注解16において、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないとされており、また、「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則」第46条第4項においても同様の処理が規定されている。兵庫県社会福祉事業団が保有する上記の債券の内、「第401回国庫短期証券」については償却原価法に基づいて貸借対照表価額を算定する必要があるが、当該処理を実施していなかった。

### 【「第401回国庫短期証券」の概要】

貸借対照表計上額	999,882千円
取 得 価 額	999,882千円
取 得 日	平成25年12月24日
償 還 日	平成26年4月10日
償 還 金 額	1,000,000千円
償却原価法を適用した場合の価額	999,989千円 <sup>(※)</sup>

(※)  $999,882 + (1,000,000 - 999,882) \times 98 \text{日} (12/24 \sim 3/31) / 108 \text{日} (12/24 \sim 4/10)$

**【意見—11】 有価証券の時価情報の開示が適切に行われていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(11)において、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を財務諸表の注記として記載することが求められており、当該注記を行うに当たっては、証券会社等から保有する債券の時価情報を入手した上で注記情報を開示する必要がある。

基本財産に計上される有価証券は元本の回収が確実な有価証券に限定され、又、基本財産以外の資産に計上される有価証券についても、その管理運用は安全、確実な方法で行うことが求められていることから(審査基準第2-3(1))、その保有する有価証券の時価及び評価損益(=含み損益)を適切に開示することは、社会福祉法人の運営が適切に実施されているか否かを判断するに当たって重要な事項である。

しかし、兵庫県社会福祉事業団においては外部から時価情報を入手せず、下記のとおり「簿価=時価」として開示していた。

**【有価証券の帳簿価額と時価】**

(単位：千円)

銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
兵庫県住宅供給公社債	43,000	43,000	-
兵庫県住宅供給公社債	68,000	68,000	-
第401回国庫短期証券	999,882	999,882	-
第328回利付国債	300,000	300,000	-
5年第13回地方公共団体金融機構債券	1,100,000	1,100,000	-
合計	2,510,882 <sup>(※)</sup>	2,510,882 <sup>(※)</sup>	-

(※) 兵庫県社会福祉事業団が作成した財務諸表の注記では誤った金額(2,399,882千円)で開示しているが、報告書作成に当たり、包括外部監査人が金額を修正して記載している。

なお、包括外部監査実施時に兵庫県社会福祉事業団より新たに時価情報を入手した結果、平成26年3月31日現在の有価証券の時価は以下のとおりとなる。

## 【 修正後の有価証券の帳簿価額と時価 】

(単位：千円)

銘 柄	帳簿価額	時 価	評価損益
兵庫県住宅供給公社債	43,000	43,064	64
兵庫県住宅供給公社債	68,000	68,102	102
第 401 回国庫短期証券	999,882	999,900	18
第 328 回利付国債	300,000	300,060	60
5 年第 13 回地方公共団体金融機構債券	1,100,000	1,105,610	5,610
合 計	2,510,882	2,516,736	5,854

## 【意 見一12】 賞与引当金が適切に計上されていない。

「社会福祉法人会計基準」第 4 章 3 (7)、同注解 19 及び運用指針 18 において、賞与引当金を計上することが求められている。兵庫県社会福祉事業団では、その計上方法について「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行規則」第 47 条第 1 項において、「賞与引当金の額については、翌期に支給する職員の賞与額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）の合計額の内、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額とする。」と規定している。

兵庫県社会福祉事業団では、平成 26 年 6 月に支給予定の賞与に係る賞与引当金を計上していたが（364,108 千円）、当該賞与に係る法定福利費（兵庫県社会福祉事業団の負担見込分）については計算対象から除外しており、計上されていなかった。

なお、平成 26 年 6 月に支給した賞与に係る事業主負担の社会保険料は 82,253 千円であったことから、賞与引当金には法定福利費分として 54,835 千円（＝82,253 千円×4ヶ月（平成 25 年 12 月～平成 26 年 3 月）/6ヶ月（平成 25 年 12 月～平成 26 年 5 月））を含めて計上すべきであった。

## 【意 見一13】 修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。

兵庫県社会福祉事業団では、同事業団の看護師の確保対策の一環として、将来、同事業団において看護師として勤務しようとする者に対して、修学資金を貸与して

いる。申込者に対して、**申込から修学期間終了まで月額 50 千円を貸与するが、同事業団に看護師として勤務した時点でその返済が猶予され**（「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団看護師修学資金貸与規則」第8条(1)）、**毎年度末において当該年度末までの返済が免除**される仕組みとなっている（「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団看護師修学資金貸与要領」第12条第1項）。

**当該貸付制度**は同事業団への就職インセンティブとしての性格を有していると言えるが、その反面、同事業団へ就職した看護師が勤務し続けることにより、**恒常的に**貸付金の返済免除、換言すれば「**徴収不能債権**」が発生する制度である。

従って、修学資金貸付金については将来の徴収不能額を適切に見積もり、徴収不能引当金を計上する必要があるが、**兵庫県社会福祉事業団では当該貸付金について徴収不能引当金を計上していなかった**。特に、1年以内回収予定長期貸付金（11名分、4,750千円）については、貸与者が平成27年3月まで勤務した場合には確実に返済が免除され、徴収不能となる債権であることから、より慎重な対応が必要であった。

## (2) その他

**【意見—14】 兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である。**

兵庫県社会福祉事業団では、県から平成 25 年 4 月 1 日に 14 億 5 千万円の短期運営資金の借入を行い、平成 26 年 3 月 31 日に全額県に返済している。平成 25 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期においても、同額の県からの短期運営資金の借入及び返済が行われている。兵庫県社会福祉事業団の過去 3 期の貸借対照表上、現金預金（流動資産）は、10 億円～16 億円あり、また積立資産を合わせると 31 億円～42 億円の運用財産を有するなかで、毎年 14 億 5 千万円の県からの短期運営資金の借入及び返済を行う必要があったのかどうかについては疑問である。

兵庫県社会福祉事業団では、平成 25 年度に策定した削減計画に基づき、平成 26 年度に 5 億円の減額（借入額 9 億 5 千万円）を実施しているが、運用財産は下表のとおり増加傾向にあることから、**県からの借入金は、廃止又は削減の方向での検討が必要である。**

**【 兵庫県社会福祉事業団の運用財産推移 】**

（単位：千円）

	平成 24 年 3 月期末	平成 25 年 3 月期末	平成 26 年 3 月期末
現 金 預 金	1,649,862	1,169,576	1,055,173
建 設 費 積 立 資 産	864,606	1,205,191	1,868,520
備品等購入費積立資産	394,177	530,771	798,993
修繕費積立資産	153,955	305,457	276,937
人件費積立資産	90,013	174,746	262,746
合 計	3,152,614	3,385,742	4,262,370



**【指摘事項－13】 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間 2 億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。**

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、診療報酬の返戻額<sup>(注)</sup>が、平成25年度で 2 億円を超えており、平成24年度との比較では増加傾向にある。

平成24年 3 月から、電子レセプトで請求した同一保険医療機関・同一患者に係る同一診療月において、医科レセプト又は歯科レセプトと調剤レセプトの組み合わせを対象とし、医科レセプト又は歯科レセプトに記載された傷病名と調剤レセプトに記載された医薬品の適応、投与量及び投与日数の点検を行う「突合点検」、並びに同一保険医療機関・同一患者に係る当月請求分と過去複数月のレセプトおよび入院と入院外レセプトをそれぞれ電子的に照合して、当月請求分レセプトの点検を行う「縦覧点検」が実施され、診療内容や他院受診等がより厳しく審査されるようになり、近年返戻額が増える傾向になっている。

リハビリテーション中央病院では、毎月、レセプト内容の点検（被保険者資格、診療内容の主治医への確認等）を行うほか、返戻の一因となっている入院中患者の他医療機関受診時における医事課への連絡の徹底を行っているとの説明を受けた。しかし、点検が十分でないこともあり、また、患者からの他医療機関受診の申し出がない場合があつて、これらが返戻の対象となっている。

よって、診療報酬請求事務については、年間 2 億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。

(注) 返戻額

当月以前診療分の病院による依頼返戻及び社会保険、国民保険からの照会等による返戻額の合計である。なお、当該返戻額については翌月以降にレセプト内容を見直し、修正や補足説明を加えて、ほぼ全額を再請求しているが、収入予定額と実際入金額には毎月少なからず差額が発生している（129 頁の【指摘事項－15】参照）。

【 診療報酬の調定額、減点額、返戻額、収入予定額 】

(単位：千円)

年度別	診療月	調定額(注1)①			減点額(注2)②			(B)	返戻額(注3)③			(C)	収入予定額(①-②-③)		
		社会保険	国民保険	計(A)	社会保険	国民保険	計(B)	(A)	社会保険	国民保険	計(C)	(A)	社会保険	国民保険	計
24年度	4月	91,643	164,962	256,606	353	121	474	0.18%	4,113	5,035	9,149	3.57%	87,176	159,805	246,982
25年度		87,317	194,310	281,628	124	356	480	0.17%	7,169	3,600	10,769	3.82%	80,024	190,354	270,378
24年度	5月	102,923	167,491	270,415	327	239	566	0.21%	13,712	604	14,317	5.29%	88,883	166,647	255,531
25年度		98,777	182,583	281,361	69	16	85	0.03%	8,258	5,661	13,919	4.95%	90,449	176,906	267,355
24年度	6月	109,677	172,291	281,969	192	38	231	0.08%	5,731	4,328	10,060	3.57%	103,753	167,924	271,677
25年度		95,372	167,045	262,418	84	170	255	0.10%	7,904	6,001	13,905	5.30%	87,383	160,872	248,256
24年度	7月	110,885	184,425	295,310	254	8	262	0.09%	5,763	3,613	9,377	3.18%	104,867	180,803	285,670
25年度		100,238	201,987	302,226	85	240	325	0.11%	7,829	14,055	21,885	7.24%	92,324	187,691	280,016
24年度	8月	108,877	198,302	307,179	176	1,163	1,339	0.44%	6,728	4,749	11,477	3.74%	101,973	192,389	294,362
25年度		112,218	214,018	326,236	115	241	356	0.11%	9,461	7,326	16,787	5.15%	102,640	206,451	309,092
24年度	9月	108,531	175,117	283,652	293	124	417	0.15%	11,831	7,049	18,881	6.66%	96,410	167,943	264,354
25年度		101,493	182,942	284,436	331	12	343	0.12%	9,864	8,209	18,074	6.35%	91,297	174,720	266,018
24年度	10月	120,091	198,658	318,758	289	404	693	0.22%	10,522	5,460	15,983	5.01%	109,287	192,793	302,081
25年度		108,147	207,495	315,642	61	50	111	0.04%	13,311	7,502	20,813	6.59%	94,775	199,942	294,717
24年度	11月	111,362	183,945	295,307	487	464	952	0.32%	9,957	5,262	15,219	5.15%	100,916	178,218	279,135
25年度		100,880	208,666	309,546	844	42	887	0.29%	13,245	4,990	18,235	5.89%	86,789	203,633	290,423
24年度	12月	100,188	174,782	274,971	61	57	119	0.04%	4,605	9,308	13,913	5.06%	95,522	165,416	260,938
25年度		92,357	199,972	292,330	468	42	510	0.17%	5,258	5,014	10,272	3.51%	86,630	194,916	281,547
24年度	1月	99,884	188,235	288,120	58	63	121	0.04%	18,529	13,133	31,663	10.99%	81,297	175,038	256,335
25年度		113,905	195,279	309,184	36	57	93	0.03%	13,537	7,781	21,318	6.90%	100,331	187,441	287,772
24年度	2月	114,798	185,007	299,805	213	214	427	0.14%	13,569	3,195	16,765	5.59%	101,014	181,597	282,612
25年度		92,655	171,266	263,921	296	28	325	0.12%	10,390	17,166	27,557	10.44%	81,967	154,070	236,038
24年度	3月	120,088	183,205	303,293	96	28	125	0.04%	6,376	4,821	11,198	3.69%	113,615	178,354	291,969
25年度		86,527	172,752	259,280	207	99	306	0.12%	2,617	7,302	9,920	3.83%	83,702	165,350	249,052
24年度	合計	1,298,964	2,176,427	3,475,391	2,803	2,929	5,732	0.16%	111,441	66,564	178,006	5.12%	1,184,719	2,106,933	3,291,652
25年度		1,189,891	2,298,322	3,488,213	2,725	1,358	4,083	0.12%	108,848	94,612	203,460	5.83%	1,078,317	2,202,351	3,280,669

(兵庫県社会福祉事業団より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

(注1) 調定額

「当月診療分の当初請求額」と「前月以前診療分の返戻に対する再請求額」の合計である。

(注2) 減点額

当月以前診療分の査定による減点額の合計である。

(注3) 返戻額

当月以前診療分の病院による依頼返戻及び社会保険、国民保険からの照会等による返戻額の合計である。なお、当該返戻額については翌月以降にレセプト内容を見直し、修正や補足説明を加えて、ほぼ全額を再請求しているが、収入予定額と実際入金額には毎月少なからず差額が発生している(129頁の【指摘事項-15】参照)。

**【指摘事項－14】** 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成26年2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬（収益）として二重計上されていた。

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、2月分の返戻対象となった全額を翌年度に過年度の支出として処理している。また、当該返戻対象の再請求分については、2月分は3月の医療事業収入として計上している。

そのため、2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書に診療報酬（収益）として二重計上されていた。

なお、平成26年度からは返戻額と再請求額との差額につき、再請求額が返戻額を上回る場合は過年度収入、下回る場合は過年度支出として処理するよう改める旨の説明を受けた。

**【指摘事項－15】** 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を出来る限り減らすよう努力する必要がある。

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額（誤計増減）が毎月、少なからず発生している（次頁表参照）。

金額が最も大きい平成26年3月分の誤計増減△10百万円の発生原因は主に、本来、後期高齢者保険分として約50百万円を請求するところ、誤って公費負担制度分の一部を二重に計上し、約60百万円を計上していたことによるものである。

なお、当該誤計増減は、平成26年度において会計上「過年度支出」として処理されている。

誤計増減については、毎月発生原因の分析を行っているとの説明を受けた。今後  
も下表のような管理資料を用いて、さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもつ  
て誤計増減を出来る限り減らすよう努力する必要がある。

【平成25年度の各月の誤計増減（純額）】

（単位：千円）

診療月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誤計増減額 (純額)	△1,966	△318	5,649	△2,299	△1,436	△2,732	2,593	△4,984	5,518	△5,156	△807	△10,503	△16,445

(兵庫県社会福祉事業団より入手した資料を基に包括外部監査人が集計して作成)

【誤計増減の管理資料】

平成26年3月診療報酬請求

（単位：千円）

項目	3月調定額			3月分 減点額④	3月分 返戻額⑤	3月分 収入予定額 (⑥=③+④+⑤)	3月分 実際入金額 ⑦	3月分 誤計差額 (⑧=⑦-⑥)	
	当初請求額①	再請求額②	合計③						
社会保険	歯科	382	—	382	△2	—	379	379	—
	内科	入院	53,547	11,121	64,668	△191	△2,534	61,942	
		外来	21,414	62	21,477	△13	△83	21,380	
		小計	74,961	11,183	86,145	△204	△2,617	83,322	84,094
計	75,343	11,183	86,527	△207	△2,617	83,702	84,474	772	
国民保険	歯科	316	—	316	—	△11	305	310	5
	内科	入院	109,248	15,911	125,159	△93	△6,714	118,352	
		外来	47,136	140	47,276	△5	△577	46,692	
		小計	156,384	16,051	172,435	△99	△7,291	165,045	153,763
計	156,700	16,051	172,752	△99	△7,302	165,350	154,074	△11,275	
合計	232,044	27,235	259,280	△306	△9,920	249,052	238,548	△10,503	
説明	3月診療分の 当初請求額	2月以前診療分の返戻 に対する再 請求額		前期以前診療分査定に よる減点額の 合計	3月以前診療分の病院 による依頼返戻及び、社会 保険、国民保険からの 照合等による返戻額の 合計				

(兵庫県社会福祉事業団より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

(注) 網掛箇所は128頁の【診療報酬の調定額、減点額、返戻額、収入予定額】表の平成26年3月の調定額、減点額、返戻額と一致している。

〔2〕 **社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**〔所管：本庁〕

## 1. 法人の概況（平成25年4月1日現在）

## (1) 概要

法人名称	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1-1
設立認可年月日	昭和27年7月16日
役員等の状況	理事：23名（内、県派遣：0名、県OB：2名）
	監事：3名（内、県派遣：0名、県OB：0名）
	評議員：47名（内、県派遣：0名、県OB：0名）
新会計基準への移行状況	平成25年度予算より移行

## (2) 事業の状況

## ① 社会福祉事業

種別	施設数	運営施設
第2種 社会福祉協議会	—	該当なし

## ② 公益事業

種別	施設数	運営施設
福祉センター運営事業	—	該当なし
民間福祉職員互助会事業	—	該当なし
民間福祉職員退職共済事業	—	該当なし
介護福祉修学資金貸付事業	—	該当なし
社会福祉研修事業	—	該当なし
県民ボランティア活動支援事業	—	該当なし

## ③ 収益事業

種別	施設数	運営施設
福祉関係図書出版事業	—	該当なし
福祉サービス総合補償事業	—	該当なし

## ④ その他

該当なし。

**(3) 決算の状況**

① 新会計基準導入前（平成 23 年度～平成 24 年度）

**【 平成 23 年度 一般会計 】**

(単位：千円)

	合 計
事業活動収入 (1)	559,812
事業活動支出 (2)	571,047
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	△11,234
事業活動外収入 (4)	96,716
事業活動外支出 (5)	44,281
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	52,434
経常収支差額 (7)=(3)+(6)	41,200
特別収支差額 (8)	0
当期活動収支差額 (9)=(7)+(8)	41,200
総資産	1,648,685
（内、運用財産）	(780,316)
純資産	1,426,781
（内、内部留保）	(936,781)

**【 平成 23 年度 特別会計① 】**

(単位：千円)

	公益事業特別 会計	収益事業特別 会計
事業活動収入 (1)	712,375	16,473
事業活動支出 (2)	657,102	9,640
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	55,272	6,833
事業活動外収入 (4)	9,842	—
事業活動外支出 (5)	37,668	6,833
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	△27,826	△6,833
経常収支差額 (7)=(3)+(6)	27,446	—
特別収支差額 (8)	△155,227	—
当期活動収支差額 (9)=(7)+(8)	△127,780	—
総資産	17,285,466	109,499
（内、運用財産）	(1,761,297)	(103,824)
純資産	2,073,413	—
（内、内部留保）	(1,836,413)	(—)

## 【 平成 23 年度 特別会計② 】

(単位：千円)

	生活福祉 資金会計	災害会計	生活復旧 資金会計	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金会計	生活福祉 資金貸付 事務費会計	臨時特例 つなぎ資金 会計
事業活動収入 (1)	50,794	4,444	21	—	291,079	11,724
事業活動支出 (2)	—	—	—	—	287,181	12,172
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	50,794	4,444	21	—	3,897	△448
事業活動外収入 (4)	13,961	—	—	—	—	—
事業活動外支出 (5)	—	—	—	—	2,241	—
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	13,961	—	—	—	△2,241	△448
経常収支差額 (7)=(3)+(6)	64,756	4,444	21	—	1,655	△448
特別収支差額 (8)	1	—	—	—	—	—
当期活動収支差額 (9)=(7)+(8)	64,757	4,444	21	—	1,655	△448
総資産	19,493,923	3,950,052	11,644	186,623	145,333	458,879
（内、運用財産）	(10,458,040)	(31,750)	(84)	(76,257)	(105,692)	(385,936)
（内、貸付金）	(7,113,853)	(—)	(—)	(102,287)	(—)	(29,745)
（内、長期滞留債権）	(1,677,292)	(3,918,302)	(11,560)	(—)	(—)	(29,572)
（内、徴収不能引当金）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
純資産	19,492,492	5,032	21	38,558	17,810	455,477
（内、国庫補助金等特別積立金）	(18,631,186)	(—)	(—)	(38,558)	(—)	(455,477)
（内、内部留保）	(861,305)	(5,032)	(21)	(—)	(17,810)	(—)

## 【 平成 24 年度 一般会計 】

(単位：千円)

	合 計
事業活動収入 (1)	343,803
事業活動支出 (2)	372,530
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	△28,726
事業活動外収入 (4)	126,943
事業活動外支出 (5)	50,782
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	76,161
經常収支差額 (7)=(3)+(6)	47,434
特別収支差額 (8)	△0
当期活動収支差額 (9)=(7)+(8)	47,434
総資産	1,700,401
(内、運用財産)	(871,939)
純資産	1,474,215
(内、内部留保)	(984,215)

## 【 平成 24 年度 特別会計① 】

(単位：千円)

	公益事業特別 会計	収益事業特別 会計
事業活動収入 (1)	909,140	16,129
事業活動支出 (2)	596,307	8,967
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	312,833	7,161
事業活動外収入 (4)	3,509	—
事業活動外支出 (5)	58,704	7,161
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	△55,194	△7,161
經常収支差額 (7)=(3)+(6)	257,638	—
特別収支差額 (8)	0	—
当期活動収支差額 (9)=(7)+(8)	257,638	—
総資産	18,796,601	104,541
(内、運用財産)	(2,007,487)	(98,610)
純資産	2,331,052	—
(内、内部留保)	(2,094,052)	(—)



## 【平成24年度 特別会計②】

(単位：千円)

	生活福祉 資金会計	災害会計	生活復旧 資金会計	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金会計	生活福祉 資金貸付 事務費会計	臨時特例 つなぎ資金 会計
事業活動収入 (1)	22,324	3,616	13	27	284,112	22,220
事業活動支出 (2)	956,023	—	—	2,248	284,439	30,572
事業活動収支差額 (3)=(1)-(2)	△933,698	3,616	13	△2,221	△327	△8,351
事業活動外収入 (4)	26,943	—	—	—	481	—
事業活動外支出 (5)	—	418	34	27	2,034	381
事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	26,943	△418	△34	△27	△1,553	△381
経常収支差 (7)=(3)+(6)	△906,755	3,197	△21	△2,248	△1,880	△8,733
特別収支差額 (8)	2,232,798	—	—	—	—	—
当期活動収支差額 (9)=(7)+(8)	1,326,043	3,197	△21	△2,248	△1,880	△8,733
総資産	22,292,382	3,926,962	11,480	203,175	59,355	425,824
（内、運用財産）	(13,690,487)	(28,170)	(57)	(68,651)	(17,003)	(353,870)
（内、貸付金）	(6,057,850)	(—)	(—)	(130,175)	(—)	(29,070)
（内、長期滞留債権）	(3,192,766)	(3,898,792)	(11,422)	(—)	(—)	(40,384)
（内、徴収不能引当金）	(△861,547)	(—)	(—)	(—)	(—)	(△2,733)
純資産	22,290,594	8,229	—	55,082	15,930	424,523
（内、国庫補助金等特別積立金）	(20,102,057)	(—)	(—)	(55,082)	(—)	(427,257)
（内、内部留保）	(2,188,537)	(8,229)	(—)	(—)	(15,930)	(△2,733)

## ② 新会計基準導入後（平成25年度）

## 【平成25年度 一般会計】

(単位：千円)

	社会福祉 事業	公益事業	収益事業	合 計	内部取引 消去	法人合計
サービス活動収益 (1)	351,224	724,795	16,541	1,092,560	△19,285	1,073,274
サービス活動費用 (2)	388,639	663,916	8,935	1,061,492	△19,285	1,042,206
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△37,415	60,878	7,605	31,068	—	31,068
サービス活動外増減差額 (4)	13,233	2,393	△23	15,603	—	15,603
経常増減差額 (5)=(3)+(4)	△24,182	63,272	7,582	46,672	—	46,672
特別増減差額 (6)	△17,804	△38,857	△6,051	△62,713	—	△62,713
当期活動増減差額 (7)=(5)+(6)	△41,986	24,414	1,530	△16,041	—	△16,041
総資産	1,613,716	23,583,105	102,836	25,299,658	△82,521	25,217,137
(内、運用財産)	(921,645)	(1,488,763)	(94,630)	(2,505,038)		(2,505,038)
純資産	1,435,229	2,355,466	1,530	3,792,226	—	3,792,226
(内、内部留保)	(953,229)	(2,118,466)	(1,530)	(3,073,226)	(—)	(3,073,226)

## 【平成25年度 生活福祉資金会計】

(単位：千円)

	生活福祉 資金会計	災害会計	生活復旧 資金会計	要保護世帯向け 不動産担保型生 活資金会計	生活福祉 資金貸付 事務費会計	臨時特例 つなぎ資金 会計
サービス活動収益 (1)	22,990	1,940	16	—	283,693	—
サービス活動費用 (2)	210,814	3,040,807	—	2,951	289,628	23,031
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△187,824	△3,037,970	16	△2,951	△5,935	△23,031
サービス活動外増減差額 (4)	22,444	100	—	—	237	—
経常増減差額 (5)=(3)+(4)	△165,379	△3,037,870	16	△2,951	△5,698	△23,031
特別増減差額 (6)	△2,691	3,040,807	—	△67	10,253	1,138
当期活動増減差額 (7)=(5)+(6)	△168,071	2,936	16	△3,018	4,554	△21,893
総資産	22,126,491	869,156	11,327	218,784	85,914	406,358
(内、運用財産)	(13,570,590)	(25,691)	(58)	(35,207)	(28,504)	(330,259)
(内、貸付事業貸付金)	(5,366,488)	(—)	(—)	(179,180)	(—)	(23,823)
(内、長期滞留債権)	(4,021,301)	(843,464)	(11,268)	(—)	(—)	(52,998)
(内、徴収不能引当金)	(△1,058,887)	(—)	(—)	(—)	(—)	(7,834)
純資産	22,122,523	11,166	16	70,652	20,485	402,630
(内、国庫補助金等特別積立金)	(20,102,057)	(—)	(—)	(70,652)	(—)	(408,995)
(内、内部留保)	(2,020,465)	(11,166)	(16)	(—)	(20,485)	(△6,365)

## 【施設写真】

### <兵庫県福祉センター>



※ 兵庫県福祉センターは、多様化する福祉活動を支援するため、民間福祉活動の  
県域拠点として県が建設した建物で、兵庫県社会福祉協議会が指定管理者に指  
定され、管理運営をしている。

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見一15】** 関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。

「社会福祉法人会計基準」第5章、同注解22及び運用指針22において、財務諸表の注記として「**関連当事者との取引の内容**」に関する注記が求められている。関連当事者とは、「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にあるもの）**」又は「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人**」を言い、当該関連当事者と事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、**年間1,000万円を超える取引が存在する場合には、全て開示する必要がある。**

関連当事者との取引は、独立第三者間の取引条件とは乖離した、**社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高い**ことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。

運用指針22(1)イにおいて、関連当事者に該当する役員は「有給常勤役員」に限定するとされており、兵庫県社会福祉協議会においては、会長、常務理事及びその近親者並びにこれらの者が議決権の過半数を有している法人が関連当事者に該当すると考えられる。

しかし、**兵庫県社会福祉協議会では、関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続、例えば役員に対するアンケート調査などを実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。**

また、その他の注記事項（重要な偶発債務、重要な後発事象など）についても、チェックリストなどを用いた確認作業を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。

**【意見—16】 定款に定める基本財産を保有していない。**

兵庫県社会福祉協議会では、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 定款」第28条第2項において、基本財産に関して以下のとおり規定している。

**第28条**

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) **現金 196,000,000円**

しかし、兵庫県社会福祉協議会の平成25年度の決算書を確認した結果、**基本財産として計上されている資産は、投資有価証券(第8回利付国庫債券194,445千円)であることから、定款に定める形態で基本財産を保有していない。**

県は、兵庫県社会福祉協議会に対して、実際の管理形態に応じた内容(例えば、「有価証券 額面 196,000,000円」)に定款を変更するよう指導すべきである。

**【意見—17】 賞与引当金が適切に計上されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、賞与引当金を計上することが求められている。兵庫県社会福祉協議会では、その計上方法について「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会経理規程」第56条において、「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」と規定している。

しかし、兵庫県社会福祉協議会では、**平成26年6月に支給予定の賞与(支給対象期間：平成25年12月～平成26年5月)に係る賞与引当金を計上しておらず、また、社会保険料(兵庫県社会福祉協議会負担分)に係る未払費用等についても計上していなかった。**

なお、兵庫県社会福祉協議会では、平成26年6月に24,742千円の賞与を支給し、社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金、児童手当)の事業主負担は3,382千円発生している。従って、平成25年度決算において、賞与に係る賞与引当金を16,494千円<sup>(※1)</sup>、社会保険料に係る未払費用等を2,254千円<sup>(※2)</sup>計上すべきであった。

(※1) 24,742千円×4ヶ月(12月～3月)／6ヶ月(12月～5月)

(※2) 3,382千円×4ヶ月(12月～3月)／6ヶ月(12月～5月)

**【意見－18】 修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。**

兵庫県社会福祉協議会では、県内の介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の養成及び確保を目的として、将来、県内において介護福祉士等として業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸与している。修学資金の貸付金額は、**養成施設に在学する者に対しては月額 50 千円、実務者養成施設に在学する者に対しては 200 千円以内**とされており、原則として**介護福祉士等として県内において業務に従事している間は返済が猶予**され（社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程（以下「社協貸付規程」という。）第 14 条第 2 項）、**養成施設等を卒業した日から 1 年を経過する日までに介護福祉士等として県内において業務に就き、かつ 5 年間継続して業務に従事した場合には返済が免除**される仕組みとなっている（社協貸付規程第 12 条参照）。

**当該貸付制度は介護福祉士等の要員を確保することを目的としたものであるが、その反面、県内で介護福祉士等として一定期間業務に従事することにより、恒常的に貸付金の返済免除、換言すれば「徴収不能債権」が発生する制度**である。

また、返済債務が免除となる以前に介護福祉士等として県内で業務に従事しなくなった等の事由が発生した場合には、貸付金が返済されることになるが、平成 26 年 3 月末時点において返済期日通りの回収が行われていない貸付金が 5,377 千円存在している。

従って、修学資金貸付金については将来の徴収不能額を適切に見積もり、また、返済スケジュール通りの回収が行われていない貸付金については個別に回収可能性を検討し、徴収不能引当金を計上する必要があるが、**兵庫県社会福祉協議会では当該貸付金について徴収不能引当金を計上していなかった。**

## (2) その他

**【意見一19】** 兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯などで生活に一時的に困窮している世帯に対し、その必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や兵庫県社会福祉協議会による相談支援を行うことによって、社会参加の促進を図る制度である。また、この制度は国が全国一律に定めた制度であり、各都道府県を通じて社会福祉協議会に補助金として支出されている。

兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金会計貸借対照表によると、**生活福祉資金貸付金の原資となる国庫補助金等 201 億円（純資産の部）のうち**、平成 25 年度末現在で 94 億円（このうちで 43%に当たる 40 億円は長期滞留債権）が貸付中であり、残りの **107 億円は、現金預金 55 億円及び有価証券 50 億円（全て兵庫県住宅供給公社債）等の運用財産となっている。**

貸付実績は、平成 20 年度は約 3 億 4 千万円であったが、同年に起きたリーマン・ショック等による景気後退の影響で、平成 21 年度には約 32 億円と急増し、平成 22 年度の約 38 億 8 千万円をピークに減少に転じ、平成 25 年度は約 6 億 5 千万円となっている。

本貸付制度は、民生委員、市町福祉窓口、各市社会福祉協議会、ハローワーク等の相談窓口を通じて紹介されているが、**今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。**

**【生活福祉資金会計 貸借対照表に基づく貸付金原資と貸付金の関係】**

平成 26 年 3 月 31 日現在 (単位：億円)

貸付金		貸付金原資	
貸付事業貸付金	54	国庫補助金等	
長期滞留債権	40	特別積立金	201
計	94	(貸付金原資)	
運用財産			
現金預金	55		
有価証券 (すべて兵庫県住宅供給公社債)	50		
その他	2		
計	107		

## 【 資金の種類と貸付条件一覧 】

資金の種類		貸付限度額	資金使途	貸付利率	据置期間	返済期間
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※使途(資金の目的)により、目安となる額・期間が定められている。	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯が日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる経費 ・日常生活を送る上で必要な福祉機器の購入にかかる費用 ・障害者の通院、通所等に使用する自動車の購入にかかる費用 ・住宅のバリアフリー化等の増築、改築、拡張、補修、保全にかかる費用 ・疾病の療養に必要な経費など	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%)	6か月以内	20年以内 ※使途(資金の目的)により期間が定められている。
	緊急小口資金	10万円以内	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	無利子	2ヶ月以内	8ヶ月以内
教育支援資金	教育支援費	高校 月額3.5万円以内 短大等 月額6万円以内 大学 月額6.5万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等に就学するのに必要な経費	無利子	卒業後 6ヶ月以内	20年以内
	就学支援費	50万円以内	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等への入学に際し必要な経費			
総合支援資金	生活支援費	二人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は1.5%)	最終貸付日から6ヶ月以内	20年以内
	住宅入居費	40万円以内	同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用			
	一時生活支援費	60万円以内	同世帯の生活を再建するために一時的に必要な費用			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 月額30万円以内	一定の居住用不動産を有する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	契約終了後3ヶ月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不動産土地評価額の7割 (集合住宅は5割)	一定の居住用不動産を有する要保護高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金			



**【意見一20】** 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

兵庫県社会福祉協議会では、「社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉協議会モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第67条に限定列举されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、経理規程第68条第1項（1）の**随意契約が認められる上限額を超える下表の契約を随意契約により行っていた**。当該契約については、平成23年1月からの新福祉センターへの入居に伴い、建物管理等については指名競争入札（なお、県との指定管理契約が平成24年3月31日までであったため、1年3ヶ月の契約で入札を実施）を行い、その後継続して県から指定管理を受けたため、当該管理業者と金額交渉の上、有利な金額で契約が可能であったことから、平成26年3月末まで随意契約により契約を更新したとの説明を受けた。

しかし、上記理由は、経理規程で定める「合理的な理由により、競争入札に付することが適当でない」と認められる場合に該当するとは言えず、**本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった**。

**【チェックリストに記載の随意契約】**

（単位：千円）

契約相手方	建物管理会社
契約内容	建物管理委託
契約金額	5,418

## IV. 民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見

### 〔1〕 社会福祉法人 A

#### 1. 法人概要

##### (1) 事業の状況

社会福祉法人 Aでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホームやデイサービスセンターをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

##### (2) 決算の状況

###### ① 新会計基準への移行状況

平成 25 年度予算より移行

###### ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Aの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

#### 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

###### ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見一21】 有価証券の時価評価が適切に行われていない。**

社会福祉法人 Aでは、平成26年3月31日現在、保有する有価証券について**53百万円の含み損**が発生している。

さらに、**保有する株式の内3銘柄**については**期末日時点の時価評価額**（3銘柄の時価評価額合計：28百万円）が**取得価額**（3銘柄の取得価額合計：83百万円）と**比較して50%以上下落**している。

社会福祉法人 Aでは、平成25年度予算から新会計基準を適用している。新会計基準においては、満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることが求められ（社会福祉法人会計基準第4章3(3)）、時価が著しく下落したとき、換言すれば、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落した場合は、原則として評価減を行わなければならないとされている（運用指針20(3)、社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A Q2）。

社会福祉法人 Aでは、上記基準等に従って、**保有する有価証券の時価評価を行い、時価が帳簿価額と比較して50%以上下落している銘柄については評価減を行う必要があるが、そのような会計処理が行われていなかった。**

新会計基準を適切に適用し、期末において**有価証券の時価評価を適切に行う必要がある。**

### (2) その他

特になし。

〔2〕 **社会福祉法人 B**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 Bでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホームやケアハウスをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

平成 25 年度予算より移行

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Bの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見一22】 関連当事者取引の注記が適切に行われていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(12)、同注解22及び運用指針22において、関連当事者取引の注記が求められており、社会福祉法人 Bでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。

社会福祉法人 Bでは、施設建設資金として独立行政法人福祉医療機構から借入を行っている。金銭消費貸借契約書を確認した結果、**理事長及びその近親者が当該借入金の連帯保証人となっているが、当該事実が関連当事者取引の注記として記載されていなかった。**

**【意見一23】 偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(13)(14)及び同注解23において、重要な偶発債務及び重要な後発事象に関する注記が求められている。

社会福祉法人 Bでは、財務諸表作成担当者は財務諸表を作成するにあたり、各関係者へのヒアリング、各種資料や会計記録等を査閲した上で、偶発債務及び後発事象の有無及び注記の必要性の確認を行っている。しかしながら、財務諸表作成担当者のみでは十分な把握ができない場合や、財務諸表担当者が重要でないと判断したとしても法人にとって重要な事項である可能性もあり、必要な注記が行われずおそれがある。このため、これら注記に関する判断を行うにあたっては、その判断過程を残し、理事長等の上長がその資料を査閲する必要があるが、社会福祉法人 Bでは、**偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されてなかった。**

## (2) その他

**【意見—24】** 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人 Bでは、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 67 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、経理規程第 68 条第 1 項（1）の**随意契約が認められる上限額を超える複数の契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

なお、給食業者の選定は、上記のとおり、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであるが、毎年入札を行うことは、業者の身分を不安定にし、長期的視点で給食業務運営を行っていく上で支障になる場合があると考えられる。利用者満足度の高い業者については、複数年契約とし、業者のモチベーションを高めることも一考の余地がある。

**【 随意契約一覧 】**

契約金額	契約件数	主な契約内容
10,000 千円未満	16 件	介護浴槽購入 他
10,000 千円～50,000 千円	9 件	給食委託 他

※1 チェックリスト上、契約金額（月額）が記載されている場合には、年額に換算して件数をカウントしている。

※2 県から入手したチェックリストに基づき包括外部監査人が作成。

〔3〕 **社会福祉法人 C**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 Cでは、社会福祉事業として特別養護老人ホームやケアハウスをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

**平成 25 年度予算より移行**

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Cの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において3期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見 見—25】 固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない。**

「社会福祉法人会計基準」第4章3(6)、同注解18及び運用指針20において、固定資産の減損損失の計上が求められている。社会福祉法人 Cでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、社会福祉法人であるために固定資産税評価額がないことなどを理由として、**固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていなかった。**

**【意見 見—26】 関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(12)、同注解22及び運用指針22において、関連当事者取引の注記が求められている。社会福祉法人 Cでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、実態を十分に把握できているとの理由により、**役員等へのアンケート調査や具体的な取引の検証等、関連当事者取引の注記に関する検討を行っていなかった。**

**【意見 見—27】 共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていない。**

「社会福祉法人会計基準」第2章8、第3章7、同注解8及び運用指針13において、共通支出及び共通費用の配分が求められている。社会福祉法人 Cでは、一般管理費支出や光熱水費等の共通費用については、その総額を把握した上で、配分比率を用いて各サービス区分への配分を行っている。

しかしながら、利用者数や利用面積等を根拠としてベースとなる配分比率を決定しているものの、最終的な配分比率は各施設長の独自判断で微調整を行っており、また、その判断結果については稟議決裁等を受けておらず、法人としての意思決定



も行われていない。また、配分比率の見直しは、実態的に各施設長の判断に委ねられており、配分比率が各サービス区分の現況を適切に反映されたものであるか否かも不明であるなど、**共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていなかった。**

**【意見—28】 偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(13)(14)及び同注解23において、重要な偶発債務及び重要な後発事象に関する注記が求められている。

社会福祉法人 Cでは、財務諸表作成担当者は財務諸表を作成するにあたり、各関係者へのヒアリング、各種資料や会計記録等を査閲した上で、偶発債務及び後発事象の有無及び注記の必要性の確認を行っている。しかしながら、財務諸表作成担当者のみでは十分な把握ができない場合や、財務諸表担当者が重要でないと判断したとしても法人にとって重要な事項である可能性もあり、必要な注記が行われずおそれがある。このため、これら注記に関する判断を行うにあたっては、その判断過程を残し、理事長等の上長がその資料を査閲する必要があるが、社会福祉法人 Cでは、**偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されてなかった。**

## (2) その他

**【意見一29】** 有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある。

社会福祉法人 Cでは、平成 26 年 3 月末現在、保有する有価証券について、60 百万円の含み損が発生している。

社会福祉法人 Cの定款及び経理規程においては、「確実な有価証券に換えて保管する」とされており、有価証券による運用に当たっては、国債、地方債等の元本割れリスクが極めて少ない銘柄による運用が求められているが、実際の運用に当たっては、遵守されていない。

また、経理規程では、余裕資金の運用等においては資産運用規定の基本原則に従うべきことが定められているが、実際には、資産運用規定が定められていない。

**有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある。**

**【 有価証券運用に関する定款及び経理規程の規定 】**

定款

(資産の管理)

第 21 条

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は**確実な有価証券に換えて、保管する。**

経理規程

(資産の運用等)

第 38 条 資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は**確実な有価証券に換えて保管するものとする。**

- 2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、**資金運用規程の基本原則に従って行われなければならない。**

- 3 (省略)

**【意見—30】** 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人 Cでは、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 67 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、経理規程第 68 条第 1 項（1）の**随意契約が認められる上限額を超える下表の契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

なお、給食業者の選定は、上記のとおり、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであるが、毎年入札を行うことは、業者の身分を不安定にし、長期的視点で給食業務運営を行っていく上で支障になる場合があると考えられる。利用者満足度の高い業者については、複数年契約とし、業者のモチベーションを高めることも一考の余地がある。

**【 随意契約一覧 】**

契約金額	契約件数	主な契約内容
10,000 千円未満	3 件	医療機器購入 他
10,000 千円～50,000 千円	3 件	給食委託 他

※1 チェックリスト上、契約金額（月額）が記載されている場合には、年額に換算して件数をカウントしている。

※2 県から入手したチェックリストに基づき包括外部監査人が作成。

**【意見—31】 県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。**

社会福祉法人の指導監査は、原則として4年に1回のペースで行われているため県が社会福祉法人の現況を適時に、かつ、網羅的に把握する手段は極めて限定されている。

そのため、毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人の現況を把握する上で、重要な役割を担っている。さらに当該チェックリストは、各社会福祉法人の現況を把握するのみならず、書面による指導監査や実地監査先の選定および事前準備などに用いられるなど、限られた監査資源を有効に配分し、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっており、正確に作成されていることが必要となる。

しかし、社会福祉法人 Cが、県に対して提出した平成25年度チェックリストの「借入金の状況（平成25年4月1日現在）」において、各借入先に対する借入残高欄の一部に明らかに誤った金額が記載されていた。

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。

〔4〕 **社会福祉法人 D**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 Dでは、社会福祉事業として特別養護老人ホームやデイサービス施設をはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

平成 25 年度予算より移行

## ② 事業活動収支及の状況

社会福祉法人 Dの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見一32】 関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(12)、同注解22及び運用指針22において、関連当事者取引の注記が求められている。社会福祉法人 Dでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、実態を十分に把握できているとの理由により、**役員等へのアンケート調査や具体的な取引の検証等、関連当事者取引の注記に関する検討を行っていなかった。**

**【意見一33】 賞与引当金が適切に計上されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、賞与引当金を計上することが求められている。社会福祉法人 Dでは、その計上方法について「社会福祉法人 D経理規程」第55条において、「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」と規定している。

しかし、社会福祉法人 Dでは、**平成26年6月に支給予定の賞与**（支給対象期間：平成25年12月11日～平成26年6月10日）に係る**賞与引当金を計上しておらず、また、社会保険料（社会福祉法人負担分）に係る未払費用等についても計上していなかった。**

なお、社会福祉法人 Dでは、平成26年6月に27,299千円の賞与を支給し、社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金）の事業主負担は3,965千円発生している。従って、平成25年度決算において、賞与に係る賞与引当金を16,649千円<sup>(※1)</sup>、社会保険料に係る未払費用等を2,418千円<sup>(※2)</sup>計上すべきであった。

(※1) 27,299千円×111日（12月11日～3月31日）／182日（12月11日～6月10日）

(※2) 3,965千円×111日（12月11日～3月31日）／182日（12月11日～6月10日）

**【意見—34】 偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(13)(14)及び同注解23において、重要な偶発債務及び重要な後発事象に関する注記が求められている。

社会福祉法人 Dでは、財務諸表作成担当者は財務諸表を作成するにあたり、各関係者へのヒアリング、各種資料や会計記録等を査閲した上で、偶発債務及び後発事象の有無及び注記の必要性の確認を行っている。しかしながら、財務諸表作成担当者のみでは十分な把握ができない場合や、財務諸表担当者が重要でないと判断したとしても法人にとって重要な事項である可能性もあり、必要な注記が行われないうおそれがある。このため、これら注記に関する判断を行うにあたっては、その判断過程を残し、理事長等の上長がその資料を査閲する必要があるが、社会福祉法人 Dでは、**偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていなかった。**

**【意見—35】 経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。**

社会福祉法人 Dでは、経理規程第5条第4項において事業区分、拠点区分、及びサービス区分を設定し、当該区分に基づき財務諸表を作成している。社会福祉法人 Dは、平成26年3月より新規サービスを開始し、平成25年度財務諸表上、社会福祉事業の某拠点区分において当該サービス区分を設定している。しかしながら**当該サービス区分が経理規程に反映されておらず、経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していなかった。**

## (2) その他

**【意見—36】** 今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。

県は、56 頁に記載のとおり、県要綱第 4 条に基づき、国要綱を含む処理基準等に基づいて、法人指導監査を実施する必要がある。

国要綱Ⅱ 2 (1) では、指導監査項目として「**社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。**」が挙げられており、社会福祉法人が法人財政に重要な影響を与える可能性がある設備投資や大規模修繕を計画する場合には、県はそれらを織り込んだ中長期的な資金計画を事前に指導監査の対象とすべきであるが、従来はそのようなことは行われていなかった。

社会福祉法人 Dでは、現状の運営状況において、資金余力の少ない中で、期末運用財産を超える総工費を要する新しい施設の建設に着手する予定である。法人財政に重要な影響を与える可能性があるため、**今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。**

**【意見—37】** 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人 Dでは、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 67 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、経理規程第 68 条第 1 項 (1) の**随意契約が認められる上限額を超える次頁の契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**



**【 随意契約一覧 】**

契約金額	契約件数	主な契約内容
～10,000 千円	1 件	家電購入契約

※ 県から入手したチェックリストに基づき包括外部監査人が作成。

〔5〕 **社会福祉法人 E**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 Eでは、社会福祉事業として特別養護老人ホームやケアハウスをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

**平成 25 年度予算より移行**

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Eの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して赤字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見—38】 徴収不能引当金計上にあたっての判断基準が明確に定められていない。**

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、徴収不能引当金を計上することが求められている。社会福祉法人 Eでは、経理規程において未収入金等の金銭債権に対して徴収不能引当金を計上することを以下のとおり定めているものの、**徴収不能引当金を計上するにあたっての未回収期間等**といった具体的な**判断基準が明確に定めておらず**、回収が長期間滞っている未収入金に対して徴収不能引当金が計上されていない場合があった。

#### 【 徴収不能引当金に関する経理規程の規定 】

経理規程

(徴収不能引当金)

第 57 条 金銭債権のうち徴収不能の恐れがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2 徴収不能引当金に計上する額は、次の(1)と(2)の合計額による。

(1) 毎年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額。

(2) 上記(1)以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額。

3 前項に規定する徴収不能引当金は、総額で表示された関連する債権の金額の次に、その控除科目として貸借対照表に計上するものとする。

徴収不能引当金を適切に継続して計上するには、経理マニュアル等において別途徴収不能引当金を計上するにあたっての明確な基準を定める必要がある。

**【意見—39】 長期未収入金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、徴収不能引当金を計上することが求められている。社会福祉法人 Eでは、入所者及び施設利用者等から徴収する施設利用料等の回収は施設等の利用後となるために貸借対照表上に未収入金等が計上されることとなる。多くの場合、入所者等の施設利用料等の支払原資は年金が中心であるためにその多くは回収されているものの、一部未収入金については、長期間回収が滞る場合がある。これらの未収入金に対しては、職員が債務者及びその関係者と交渉し回収を図っているものの、債務者が病院に入院しているなどの場合に回収を優先すると、病院へ治療費が払えなくなり治療を継続できなくなるなどの懸念があり、法的手段を取りにくいとの事情もある。この結果、平成26年3月末時点では回収可能性が低い長期未収入金が存在している。

長期未収入金については将来の徴収不能額を適切に見積もって個別に回収可能性を検討し、徴収不能引当金を計上する必要があるが、**社会福祉法人 Eでは長期未収入金について徴収不能引当金を計上していなかった。**

**【意見—40】 固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない。**

「社会福祉法人会計基準」第4章3(6)、同注解18及び運用指針20において、固定資産の減損損失の計上が求められている。社会福祉法人 Eでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、社会福祉法人であるために固定資産税評価額がないこと、また、比較的地価の高い地域であることから固定資産の減損を行う必要はないとの予測の下に、**固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていなかった。**

**【意見—41】 関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(12)、同注解22及び運用指針22において、関連当事者取引の注記が求められている。社会福祉法人 Eでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、実態を十分に把握できているとの理由により**役員等へのアンケート調査や具体的な取引の検証等、関連当事者取引の注記に関する検討を行っていなかった。**

**【意見—42】 共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていない。**

「社会福祉法人会計基準」第2章8、第3章7、同注解8及び運用指針13において、共通支出及び共通費用の配分が求められている。社会福祉法人 Eでは、一般管理費支出や光熱水費等の共通費用については、その総額を把握した上で、その使用割合等の配分比率に応じて各施設への配分を行っている。

しかしながら、職員数などの比較的把握しやすい配分比率は適時に見直しが行われているものの、施設別水道代などその把握にあたっては調査を要する数値は、建設当初に設計事務所が算定した想定値を使用しており、実績値の把握やその見直しが行われておらず、**共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていなかった。**

**【意見—43】 退職給付引当金に関する引当金明細書が適切に作成されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第6章2(2)及び同会計基準別紙2において、引当金明細書の作成が求められている。社会福祉法人 Eでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っているために、まず最小区分である「サービス区分別」に引当金明細書を作成し、それらを集計して、「拠点区分別」「法人合計」の引当金明細書を作成している。

最小区分である「サービス区分別」では、サービス区分間で職員の異動があった

場合には、退職給付引当金に増減があるものの、「サービス区分別」の上位にあたる「拠点区分別」や「法人合計」では、それぞれの区分内での移動に過ぎず、増減を認識する必要がない。

しかしながら、それらを考慮せずに引当金明細書を作成しているため、**退職給付引当金に関する引当金明細書が適切に作成されていなかった。**

## (2) その他

**【意見—44】** 今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。

県は、56 頁に記載のとおり、県要綱第4条に基づき、国要綱を含む処理基準等に基づいて、法人指導監査を実施する必要がある。

国要綱Ⅱの2(1)では、指導監査項目として「**社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。**」が挙げられており、社会福祉法人が法人財政に重要な影響を与える可能性がある設備投資や大規模修繕を計画する場合には、県はそれらを織り込んだ中長期的な資金計画を事前に指導監査の対象とすべきであるが、従来はそのようなことは行われていなかった。

社会福祉法人 Eでは、現状の運営状況において、事業活動計算書上、安定的なプラスの経常増減差額を見込むことが困難な中で、期末運用財産の1.5倍以上の資金が必要と見込まれる大規模修繕に備えるため、中長期的な資金計画の策定に着手している。法人財政に重要な影響を与える可能性があるため、**今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。**

**【意見—45】** 県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。

社会福祉法人の指導監査は、原則として4年に1回のペースで行われているため県が社会福祉法人の現況を適時に、かつ、網羅的に把握する手段は極めて限定されている。

そのため、毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人

の現況を把握する上で、重要な役割を担っている。さらに当該チェックリストは、各社会福祉法人の現況を把握するのみならず、書面による指導監査や実地監査先の選定および事前準備などに用いられるなど、限られた監査資源を有効に配分し、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっており、正確に作成されていることが必要となる。

**社会福祉法人 Eが、県に対して提出した平成26年度チェックリストについて確認した結果、①社会福祉事業と公益事業との事業間の混同、②会計（契約）の状況の記載漏れなどの問題が散見された。**

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、**二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。**

〔 6 〕 **社会福祉法人 F**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 F では、社会福祉事業として障害者支援施設をはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

**平成 26 年度予算より移行**

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 F の経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------



## 2. 指摘事項及び意見

### (1) その他

#### 【意見－46】 経理規程が整備されていない。

社会福祉法人 Fでは、平成 26 年度予算から新会計基準を適用している。少なくとも平成 26 年度予算の理事会承認日（平成 26 年 3 月）までに経理規程を整備する必要があったが、社会福祉法人 Fでは、**新会計基準に対応した経理規程が整備されていなかった。**

#### 【意見－47】 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人 Fでは、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 68 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、旧経理規程第 56 条第 1 項（1）の**随意契約が認められる上限額を超える複数の契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

**【 随意契約一覧 】**

契約金額	契約件数	主な契約内容
10,000 千円未満	—	—
10,000 千円～50,000 千円	2 件	設備工事 他
50,000 千円超	1 件	改修工事

※1 チェックリスト上、契約金額（月額）が記載されている場合には、年額に換算して件数をカウントしている。

※2 県から入手したチェックリストに基づき包括外部監査人が作成。

〔7〕 **社会福祉法人 G**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 Gでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホーム、養護老人ホームをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

平成 26 年度予算より移行

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Gの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見一48】** 複数の施設の施設長を兼務しているにも関わらず、特定の部門にのみ人件費が計上されていた。

社会福祉法人 Gでは、一人の施設長が全施設の施設長を兼務している。

従って、当該施設長の人件費は、合理的な基準に基づき各部門（施設）へ配分すべきであるが、特定の部門に全額計上され、各部門への配分計算は行われていなかった。

### (2) その他

**【意見一49】** 県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。

社会福祉法人の指導監査は、原則として4年に1回のペースで行われているため県が社会福祉法人の現況を適時に、かつ、網羅的に把握する手段は極めて限定されている。

そのため、毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人の現況を把握する上で、重要な役割を担っている。さらに当該チェックリストは、各社会福祉法人の現況を把握するのみならず、書面による指導監査や実地監査先の選定および事前準備などに用いられるなど、限られた監査資源を有効に配分し、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっており、正確に作成されていることが必要となる。

社会福祉法人 Gが、県に対して提出した平成26年度チェックリストについて確認した結果、約18百万円の工事請負契約が「会計（契約）の状況」に記載されていなかった。

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。

**【意見—50】 新会計基準に対応した経理規程等が整備されていない。**

50 頁に記載のとおり、平成 27 年度（予算）より全ての社会福祉法人が新会計基準へ移行する。

当該新会計基準の発出に伴い、全国社会福祉施設経営者協議会より、モデル経理規程等を大幅に改定したものが発出されており、各社会福祉法人では新会計基準への移行作業を進めるにあたり、これらを参考にして各社会福祉法人の実態に応じた経理規程を作成することが予想される。

社会福祉法人 Gでは、平成 26 年度より新会計基準を適用しており、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した経理規程の改定作業に取り組んでいる最中である。**新会計基準の適用により当法人に特に大きな影響を与える項目**（賞与引当金の算定方法、共通支出（費用）の適正な配分基準、関連当事者取引の把握方法等）**については経理規程や細則等で具体的に定める必要があるが、それらが整備されていなかった。**新会計基準への移行に向けた具体的な準備・検討作業を早急に進めるべきである。

**【意見—51】 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

社会福祉法人 Gでは、平成 26 年 3 月付で物品購入契約書を締結し、中古車両を購入している。購入金額は 1,600 千円超であり、社会福祉法人 G経理規程第 56 条第 1 項（1）の**随意契約が認められる上限額（1,600 千円）を超える契約であるにも関わらず、随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

なお、本件は、上記のとおり、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであるが、中古車両の購入という事情も斟酌すれば、購入時の稟議書において随意契約とする理由等を明確に記載した上で、契約を締結すべき事案であった。

〔 8 〕 **社会福祉法人 H**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉事業 Hでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホーム、保育所をはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

**平成 27 年度予算より移行**

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Hの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見—52】** 財務諸表において、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用（共通支出・費用）の配分基準が不明確である。

「社会福祉法人会計基準」第2章8、第3章7、同注解8及び運用指針13において、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については合理的な基準に基づいて配分することが求められている。その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生にも最も密接に関連する量的基準を選択して適用し、かつ、一度選択した配分基準は每期継続して適用する必要がある。また、運用指針13(1)において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要であると明記されている。

しかし、社会福祉法人 Hでは、当該**共通支出・費用の配分基準が明文化されていなかった。**

### (2) その他

特になし。

〔9〕 **社会福祉法人 I**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉事業 I では、特別養護老人ホーム、養護老人ホームをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

平成 24 年度予算より移行

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 I の経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------



## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見—53】** 満期保有目的の債券の注記における時価が期末の評価額を反映していない。

「社会福祉法人会計基準」第5章(11)において、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の注記が求められている。社会福祉法人 I では、平成24年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、平成25年度の注記において、保有する満期保有目的の債券に関する時価情報を入力しないままに、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の注記における時価として帳簿価額を記載していた。

**【意見—54】** 賞与引当金が適切に計上されていない。

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、賞与引当金を計上することが求められている。社会福祉法人 I では、その計上方法について「経理規程」第49条において、「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」と規定している。

社会福祉法人 I では、平成26年6月に支給予定の賞与に係る賞与引当金(20,182千円)及び法定福利費(社会福祉法人負担分)に係る未払費用等(2,773千円)が計上されていなかった。

**【意見—55】** 経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。

社会福祉法人 I では、経理規程第5条第4項において事業区分、拠点区分、及びサービス区分を設定し、当該区分に基づき財務諸表を作成している。社会福祉法人 I は、平成25年6月より新規サービスを開始し、平成25年度財務諸表上、社会福祉事業の某拠点区分において当該サービス区分を設定している。しかしながら当該サービス区分が経理規程に反映されておらず、経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していなかった。

## (2) その他

**【意見—56】** 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人 I では、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第67条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、経理規程第68条第1項(1)の**随意契約が認められる上限額を超える複数の契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

**【 随意契約一覧 】**

契約金額	契約件数	主な契約内容
10,000 千円未満	5 件	設計委託 他

※1 チェックリスト上、契約金額（月額）が記載されている場合には、年額に換算して件数をカウントしている。

※2 県から入手したチェックリストに基づき包括外部監査人が作成。

**【意 見—57】 県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。**

社会福祉法人の指導監査は、原則として4年に1回のペースで行われているため、県が社会福祉法人の現況を適時に、かつ、網羅的に把握する手段は極めて限定されている。

そのため、毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人の現況を把握する上で、重要な役割を担っている。さらに当該チェックリストは、各社会福祉法人の現況を把握するのみならず、書面による指導監査や実地監査先の選定および事前準備などに用いられるなど、限られた監査資源を有効に配分し、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっており、正確に作成されていることが必要となる。

社会福祉法人 1 が、県に対して提出した平成 26 年度チェックリストについて確認した結果、平成 25 年 10 月及び平成 26 年 3 月に締結した自動車リース契約が、リース料総額 1,000 千円超であるにもかかわらず「会計（契約）の状況」に記載されていなかった。

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。

[10] **社会福祉法人 J**

1. 法人概要

(1) 事業の状況

社会福祉法人 Jでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホームをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

(2) 決算の状況

① 新会計基準への移行状況

平成 24 年度予算より移行

② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Jの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------

## 2. 指摘事項及び意見

### (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応

**【意見—58】** 経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。

社会福祉法人 Jでは、経理規程第5条第4項において事業区分、拠点区分、及びサービス区分を設定し、当該区分に基づき財務諸表を作成している。しかしながら、複数のサービス区分につき、**経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していなかった。**

**【意見—59】** 賞与引当金が適切に計上されていない。

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、賞与引当金を計上することが求められている。社会福祉法人 Jでは、その計上方法について「社会福祉法人 J経理規程」第51条において、「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」と規定している。

しかし、社会福祉法人 Jでは、**平成26年6月に支給予定の賞与**（支給対象期間：平成25年10月1日～平成26年3月31日）に係る**賞与引当金を計上していなかった。**

なお、社会福祉法人 Jでは、平成26年6月に26,437千円の賞与を支給していることから、平成25年度決算において、同額の賞与引当金を計上すべきであった。

**【意見—60】 偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(13)(14)及び同注解23において、重要な偶発債務及び重要な後発事象に関する注記が求められている。

社会福祉法人 Jでは、財務諸表作成担当者は財務諸表を作成するにあたり、各関係者へのヒアリング、各種資料や会計記録等を査閲した上で、偶発債務及び後発事象の有無及び注記の必要性の確認を行っている。しかしながら、財務諸表作成担当者のみでは十分な把握ができない場合や、財務諸表担当者が重要でないと判断したとしても法人にとって重要な事項である可能性もあり、必要な注記が行われないうちがある。このため、これら注記に関する判断を行うにあたっては、その判断過程を残し、理事長等の上長がその資料を査閲する必要があるが、社会福祉法人 Jでは、**偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていなかった。**

**【意見—61】 関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(12)、同注解22及び運用指針22において、関連当事者取引の注記が求められている。社会福祉法人 Jでは、平成25年度より新会計基準に基づく会計処理を行っている。しかしながら、実態を十分に把握できているとの理由により、**役員等へのアンケート調査や具体的な取引の検証等、関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。**

**【意見—62】 担保注記が適切に行われていない。**

「社会福祉法人会計基準」第5章(8)において、「担保に供している資産」を注記として記載することが求められている。当該注記においては、担保提供資産の種類・金額、担保付債務の種類・金額をそれぞれ注記する必要がある。

社会福祉法人 Jでは、「担保に供している資産」の注記を行っていたが、**担保提供資産の内、「建物（基本財産）」の金額が固定資産台帳の金額と一致しておらず、適切な金額が記載されていなかった。**

また、財務諸表に注記されている資産の他、定期預金についても担保として金融機関に提供しているが、当該内容が注記として記載されていなかった。

## (2) その他

**【意見一63】** 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人 J では、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠した法人の経理規程を策定している。経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 67 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

チェックリストを閲覧した結果、経理規程第 68 条第 1 項（1）の**随意契約が認められる上限額を超える複数の契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。**

### 【 随意契約一覧 】

契約金額	契約件数	主な契約内容
10,000 千円未満	6 件	車両購入 他
10,000 千円～50,000 千円	1 件	設計監理

※1 チェックリスト上、契約金額（月額）が記載されている場合には、年額に換算して件数をカウントしている。

※2 県から入手したチェックリストに基づき包括外部監査人が作成。

〔11〕 **社会福祉法人 K**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人 Kでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホーム、ケアハウスをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

平成 27 年度予算より移行

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人 Kの経常収支差額については、下表のとおり、平成 23 年度～平成 25 年度において 3 期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成 23 年度	赤字	・	黒字
	平成 24 年度	赤字	・	黒字
	平成 25 年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成 25 年度末	～ 5 億円	・	5 ～ 10 億円	・	10 億円～
------	-----------	--------	---	-----------	---	--------



## 2. 指摘事項及び意見

### (1) その他

**【意見一64】** 県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。

社会福祉法人の指導監査は、原則として4年に1回のペースで行われているため県が社会福祉法人の現況を適時に、かつ、網羅的に把握する手段は極めて限定されている。

そのため、毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人の現況を把握する上で、重要な役割を担っている。さらに当該チェックリストは、各社会福祉法人の現況を把握するのみならず、書面による指導監査や実地監査先の選定および事前準備などに用いられるなど、限られた監査資源を有効に配分し、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっており、正確に作成されていることが必要となる。

社会福祉法人 Kが、県に対して提出した平成26年度チェックリストについて確認した結果、過去に取得した土地が「不動産の状況」に記載されておらず、さらに当該土地に有していた建物をチェックリスト対象年度に解体していたにもかかわらず、当該解体費用が「会計（契約）の状況」に記載されていなかった。

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。

〔12〕 **社会福祉法人 L**

## 1. 法人概要

## (1) 事業の状況

社会福祉法人Lでは、社会福祉事業として、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターをはじめとして、複数の施設を運営している。また、一部の公益事業もあわせて実施している。

## (2) 決算の状況

## ① 新会計基準への移行状況

平成27年度予算より移行

## ② 事業活動収支の状況

社会福祉法人Lの経常収支差額については、下表のとおり、平成23年度～平成25年度において3期連続して黒字となっている。

## 【 経常収支差額の状況 】

経常収支差額	平成23年度	赤字	・	黒字
	平成24年度	赤字	・	黒字
	平成25年度	赤字	・	黒字

## ③ 財政状態

内部留保	平成25年度末	～5億円	・	5～10億円	・	10億円～
------	---------	------	---	--------	---	-------

## 2. 指摘事項及び意見

特になし。

## 別添① 指摘事項及び意見のまとめ

## I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監査項目	指摘事項	意見
1. コーポレートガバナンスについて	3	3
計	3	3
2. 社会福祉法人の財務事務の執行について		
(1) 県の外郭団体である社会福祉法人		
〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	3	6
〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	0	6
(2) 民間社会福祉法人		
〔1〕社会福祉法人 A	0	1
〔2〕社会福祉法人 B	0	3
〔3〕社会福祉法人 C	0	7
〔4〕社会福祉法人 D	0	6
〔5〕社会福祉法人 E	0	8
〔6〕社会福祉法人 F	0	2
〔7〕社会福祉法人 G	0	4
〔8〕社会福祉法人 H	0	1
〔9〕社会福祉法人 I	0	5
〔10〕社会福祉法人 J	0	6
〔11〕社会福祉法人 K	0	1
〔12〕社会福祉法人 L	0	0
計	3	56
3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について	9	5
計	9	5
合計	15	64

(注) 「民間社会福祉法人の名称」並びに「民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見」については、匿名(社会福祉法人A～L)による記載とした(当該取り扱いとする理由は65頁に記載)。

## II. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

### 1. コーポレートガバナンスについて

#### 指摘事項

#### (1) 理事、理事会

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－1〕	チェックリストには、役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。	○	69
〔指摘事項－2〕	理事会開催において毎回、書面表決者を出席者とみなさなければ理事会の定足数に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては、改善が望まれる。	◎	71

#### (2) 評議員会

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－3〕	毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。また、殆どの民間社会福祉法人では、定款に定められる定数によると、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の1名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認される。 「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。	◎	74

#### (3) 監事

特になし。

#### (4) 法人本部機能

特になし。

#### 意 見

#### (1) 理事、理事会

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－1〕	理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。	○	73

**(2) 評議員会**

特になし。

**(3) 監事**

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-2]	監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況の監査が十分ではなかった事例があった。監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。	◎	76

**(4) 法人本部機能**

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
[意見-3]	法人全体として危機管理を行う上で、法人本部機能を充実させる必要がある。		77

**2. 社会福祉法人の財務事務の執行について****(1) 県の外郭団体である社会福祉法人****指摘事項****〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団**

指摘事項No.	区 分	要 約	重要度	報告書頁
[指摘事項-13]	そ の 他	兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。	◎	127
[指摘事項-14]	〃	兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成26年2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬(収益)として二重計上されていた。	◎	129
[指摘事項-15]	〃	兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を出来る限り減らすよう努力する必要がある。	◎	129

**〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**

特になし。

## 意見

## 〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-9〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。		121
〔意見-10〕	〃	有価証券の評価が適切に行われていない。		122
〔意見-11〕	〃	有価証券の時価情報の開示が適切に行われていない。		123
〔意見-12〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		124
〔意見-13〕	〃	修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。		124
〔意見-14〕	そ の 他	兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である。	◎	126

## 〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-15〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。		138
〔意見-16〕	〃	定款に定める基本財産を保有していない。		139
〔意見-17〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		139
〔意見-18〕	〃	修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。		140
〔意見-19〕	そ の 他	兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティネットとして運用されることが期待される。	○	141
〔意見-20〕	〃	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	143

## (2) 民間社会福祉法人

## 指摘事項

特になし。

## 意見

## 〔1〕社会福祉法人 A

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-21〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	有価証券の時価評価が適切に行われていない。		145

## 〔2〕社会福祉法人 B

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-22〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者取引の注記が適切に行われていない。		147
〔意見-23〕	”	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が 残されていない。		147
〔意見-24〕	そ の 他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	148

## 〔3〕社会福祉法人 C

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-25〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない。		150
〔意見-26〕	”	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		150
〔意見-27〕	”	共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていない。		150
〔意見-28〕	”	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が 残されていない。		151
〔意見-29〕	そ の 他	有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある。		152



意見No.	区 分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－30〕	そ の 他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	153
〔意見－31〕	”	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	154

## 〔 4 〕 社会福祉法人 D

意見No.	区 分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－32〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		156
〔意見－33〕	”	賞与引当金が適切に計上されていない。		156
〔意見－34〕	”	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。		157
〔意見－35〕	”	経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。		157
〔意見－36〕	そ の 他	今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。	◎	158
〔意見－37〕	”	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	158

## 〔 5 〕 社会福祉法人 E

意見No.	区 分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－38〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	徴収不能引当金計上にあたっての判断基準が明確に定められていない。		161
〔意見－39〕	”	長期未収入金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。		162
〔意見－40〕	”	固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない。		162
〔意見－41〕	”	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		163
〔意見－42〕	”	共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていない。		163

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-43〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	退職給付引当金に関する引当金明細書が適切に作成 されていない。		163
〔意見-44〕	そ の 他	今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指 導を仰ぐことが望ましい。	◎	164
〔意見-45〕	"	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確 に作成されるような環境を整備すべきである。	○	164

## 〔 6 〕 社会福祉法人 F

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-46〕	そ の 他	経理規程が整備されていない。		167
〔意見-47〕	"	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契 約により行っていた。本来は、一般競争入札あるい は指名競争入札により業者選定が行われるべきであ った。	○	167

## 〔 7 〕 社会福祉法人 G

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-48〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	複数の施設の施設長を兼務しているにも関わらず、 特定の部門にのみ人件費が計上されていた。		170
〔意見-49〕	そ の 他	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確 に作成されるような環境を整備すべきである。	○	170
〔意見-50〕	"	新会計基準に対応した経理規程等が整備されていな い。		171
〔意見-51〕	"	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契 約により行っていた。本来は、一般競争入札あるい は指名競争入札により業者選定が行われるべきであ った。	○	171

## 〔 8 〕 社会福祉法人 H

意見No.	区分	要 約	重要度	報告書頁
〔意見-52〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	財務諸表において、事業区分又は拠点区分又はサー ビス区分に共通する支出及び費用（共通支出・費用） の配分基準が不明確である。		173

## 〔9〕 社会福祉法人 I

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-53〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	満期保有目的の債券の注記における時価が期末の評価額を反映していない。		175
〔意見-54〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		175
〔意見-55〕	〃	経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。		176
〔意見-56〕	その他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	176
〔意見-57〕	〃	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	177

## 〔10〕 社会福祉法人 J

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-58〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。		179
〔意見-59〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		179
〔意見-60〕	〃	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。		180
〔意見-61〕	〃	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		180
〔意見-62〕	〃	担保注記が適切に行われていない。		180
〔意見-63〕	その他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	181

## 〔11〕 社会福祉法人 K

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-64〕	その他	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	183

## 〔12〕 社会福祉法人 L

特になし。

## 3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について

## 指摘事項

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－4〕	チェックリストの記載内容を改訂し、チェックリストに基づく県の実地検査が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。	◎	95
〔指摘事項－5〕	県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するため、県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。	◎	96
〔指摘事項－6〕	国の制度設計により、社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なることがあり、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。	◎	97
〔指摘事項－7〕	現状では、新会計基準への対応の指導が不十分である。	◎	101
〔指摘事項－8〕	社会福祉法人の指導監査における資料の事前準備依頼が十分ではない。社会福祉法人において起り得る問題を把握するための資料や新しい社会福祉法人会計基準に関する資料等の追加依頼が必要である。	○	102
〔指摘事項－9〕	県が所管する社会福祉法人 334 法人の運用財産合計約 1 千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉法人の存在意義が問われることになる。県の指導監査においては、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。	◎	106
〔指摘事項－10〕	県の指導監査においては、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。	◎	106
〔指摘事項－11〕	県の指導監査においては、事業存続自体が困難となりかねない法人、設備投資等が法人財政に重要な影響を与える可能性のある法人、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在することは把握できているため、今後は経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。	◎	109
〔指摘事項－12〕	県は、ファミリー企業との不明瞭な取引について、深度ある監査を行うべきである。	◎	112

## 意見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－4〕	県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。社会福祉法人の会計及び監査実務に精通した公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。	○	101
〔意見－5〕	チェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法とともに記載することとし、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。	◎	106
〔意見－6〕	東京都が作成した「『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み」などを参考に、県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。	◎	109
〔意見－7〕	役員報酬の金額については、現在国の指針として上限額等が定められていないこともあり、県の法人指導監査においては、その金額が高額な場合であっても、改善指導を行うまでには至っていない。理事会が、役員報酬の額について適正な審議が行い得るよう、県は、所管する社会福祉法人の役員報酬金額の統計を示すことを検討すべきである。	○	115
〔意見－8〕	ファミリー企業については、法人登記簿、決算書、給与台帳等の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。	◎	115

別 添 ② 兵庫県社会福祉法人指導監査チェックリスト

平成26年度 チェックリスト  
【社会福祉法人】

1 法人の概況 (平成26年4月1日現在)

Table with columns for法人名, 代表者氏名, 主たる事務所の所在地, TEL, FAX, 設立認可年月日・番号, 設立登記年月日, 連絡可能な電子メールアドレス, インターネット接続可能なパソコンの所有, 事業の実施内容 (社会福祉事業, 公益事業, 収益事業), 種別, 名称, 所在地, 電話番号, 施設長氏名, 現員/施設定員, 職員数, 事業開始年月日, 備考.

記入者 職名 氏名

- 1 添付書類は、各項目の設問で該当する場合に提出してください。(23ページに添付一覧があります。)
- 2 11ページ以降の「自己点検欄」の適否については、項目の設問に対し該当が無い場合は、枠に斜線を引いてください。
- 3 資料は可能な限り、両面コピーにより提出してください。  
※両面コピーは、長辺を軸として見開きができるようにお願いします。
- 4 提出前に、記入漏れはないか、資料の添付漏れはないかどうか、再度ご確認ください。

2 役員等の状況

役員等の定数 理事 名・監事 名・評議員 名 (平成26年4月1日現在)

Table with columns for役職名, 氏名, 性別, 年齢, 住所(市・町・区まで), 職業, 役員等の資格等 (学識経験者, 地域福祉関係者, 当該法人の施設長, 財務知識経験者, その他), 現職任期 (年月日~年月日), 当初就任年月日, 親族等特異関係の有無, 役員報酬の年額(千円), 施設長・施設職員が理事の場合、その職員給与の年額(千円), 他の社会福祉法人の理事・監事に就任している場合、全ての就任法人名及び役職名を明記すること。

- (注) 1 本表は役員(理事、監事)と評議員を別項とすること。
- 2 「職業」欄は、できるだけ具体的に記入し、公職にある者は公職名も記入すること。(例)「〇〇医院院長」、「〇〇市議会議員」、「〇〇会社役員」、「元民生委員」等
- 3 「親族等特別関係の有無」欄は、各役員について親族等の特別の関係者がいる場合に記入すること。(例)「理事長の妻」、「理事〇〇の運営会社役員」
- 4 「役員報酬の年額」欄と「施設長・施設職員が理事の場合、その職員給与の年額」欄の金額は重複しないこと。  
また、両欄とも、平成25年1年間(1月~12月)の実績(平成25年1年間の実績がない場合は、平成26年の年間推計額)を記入すること。

**< 役員の資格等 >**

- ◇学識経験者
    - ① 社会福祉に関する教育・研究を行う者
    - ② 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
    - ③ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
  - ◇地域の福祉関係者
    - ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員
    - ② 民生委員・児童委員
    - ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
    - ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
    - ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
    - ⑥ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
  - ◇財務諸表を監査し得る者
    - ① 弁護士
    - ② 公認会計士
    - ③ 税理士
    - ④ 会社等の監査役、または経理責任者など
- ※監事については、「地域の福祉関係者」のうち、⑤「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員」、⑥「その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。

**【指摘事項－1】**  
(69頁～70頁)

**3 理事会・評議員会 開催状況**

**(1) 理事会 期間：H25.4.1～26.3.31**

開催年月日	出席者数 /定数	出席者中、書面表 決を行なった理事 の氏名	議題	欠席者氏名	監事出席の有無 (出席者氏名)	議長 議事録署名人

**(2) 評議員会 期間：H25.4.1～26.3.31**

開催年月日	出席者数 /定数	出席者中の書面表 決定者数 (社会福祉協議会の み)	議題	欠席者氏名	監事出席の有無 (出 席者氏名)	議長 議事録署名人

4 資産の状況

(1) 不動産の状況

平成26年4月1日現在

	所在地	地目、構造及び用途	面積		取得(建設) 年 月 日	担保提供の状況			抵当権設定 年月日
			定款 ㎡	登記簿 ㎡		提供の有無	提供先	所轄庁の承認 の有無	
1 基本財産 (1) 土地									
(2) 建物									
2 運用財産 (1) 土地									
(2) 建物									
3 公益事業用財産等 (1) 土地									
(2) 建物									

- (注) 1 基本財産のうち、平成25年以降に福祉医療機構以外に担保提供を行っている不動産は、その登記簿謄本写しを提出すること。(担保承認を受けている場合も含む)  
2 土地、建物はそれぞれ一筆、一棟ごとに記入すること。

(2) 借地等の状況

平成26年4月1日現在

	所在地	地目、構造及び用途	面積 ㎡	土地・建物借用に係る地上権・借地権及び契約書の状況				借地料年額 (単位:円)	借地料支払 経理区分	
				地上権・賃 借権の登記 の有無	契約 書の 有無	相手方	代表者名		法人役員と の特異関係 の有無	本部
(1) 土地										
(2) 建物										

- (注) 1 無償で貸与を受けている場合も記入すること。  
2 土地、建物それぞれ一筆、一棟ごとに記入すること。  
3 借地等については、法人、施設で借用している全てを記入すること。  
4 「借地料支払経理区分」欄については、本部経理区分、施設経理区分の別に該当欄に○印を記入すること。

(3) 有価証券等の状況

現金及び預貯金以外の有価証券等の保有状況	保有している	保有していない
----------------------	--------	---------

以下、有価証券等を保有している法人は記入してください。

財産の区分	有価証券等の種類	有価証券等の銘柄	保有目的	取得の方法	取得年月日	保有する株式等の数	取得価額(円)	評価額(円) (※9)	理事会の承認の有無	売却等年月日	売却等価額(円)
合 計											

- (注) 1 この表は当該年度内に売却した全ての有価証券等及び、当該年度末に保有している有価証券等について記載すること。  
2 「財産の区分」欄は、基本財産、運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産の別を記入すること。  
3 「有価証券等の種類」欄は、国債証券、株券、投資信託の受益証券等を記載すること。  
4 「有価証券等の銘柄」欄は、株式等にあつては、当該企業名を、投資信託等にあつては、販売会社及び商品名を記載すること。  
5 「保有目的」欄は、具体的な運用目的を簡潔に記載すること。(例:運用益を〇〇事業の運営に充てるため)  
6 「取得の方法」欄は、「寄付」又は「証券会社からの購入」の別を記入すること。  
7 「保有する株式等の数」欄は、株数または投資口数等を記入すること。  
8 「取得価額」欄は、手数料等を含め、実際に取得に要した額を記入すること。  
9 「評価額」欄は、平成25年度末に保有している有価証券等について、同年度末に処分した場合の価額を記入すること。(平成25年度財産目録の価額と必ずしも一致しない)  
10 「売却等年月日」「売却等価額」欄は、平成25年度中に売却・満期となった有価証券等について、その年月日及び売却額を記入すること。(該当がない場合は空欄)。



5 借入金 の 状 況

平成26年4月1日現在

借入先	理事会 の承認 の有無	借入目的	借入金額	契約年月日	借入期間	利率 (%)	現在残高	年間償還額			償還財源別内訳							
								元金	利息	合計	県・市 補助金	役員寄付	その他 の寄付	民改費 繰入れ	運用収入 繰入れ	その他 (具体的に)	合計	
合計																		

【指摘事項-4】  
(95頁~96頁)

- (注) 1 借入金は、整備資金に限らず、つなぎ資金、経営資金等についても記入し、また、金融機関に限らず、役員等個人からの借入金についても記入すること。
- 2 本表は、平成26年度中に完済した借入金についても記入すること。
- 3 「借入目的」欄には、特に複数の施設が借入れている場合は、施設名を明確にすること。
- 4 「現在残高」には、平成26年度末決算時における残高を記入すること。

6 会 計 ( 契 約 ) の 状 況

(1) 物 品 購 入 契 約 の 状 況 ( 契 約 金 額 1 0 0 万 円 以 上 )

契約相手方 (法人の場合は代表者名)							
法人役員との特殊関係の有無							
契約年月日							
購入物品							
契約金額							
契約の方法							

- (注) 1 施設会計も含めて法人全体の契約について記入すること
- 2 契約の方法は、随意契約 指名競争入札 一般競争入札の種別を記入すること (入札を伴わない見積り合致は全て随意契約)

(2) 委 託 ・ 工 事 請 負 契 約 の 状 況 ( 契 約 金 額 1 0 0 万 円 以 上 ) 。 給 食 委 託 等 続 続 して いる 委 託 契 約 は 、 平 成 2 5 年 度 の 委 託 内 容 を 記 載 する こと

契約相手方 (法人の場合は代表者名)							
法人役員との特殊関係の有無							
契約年月日							
契約の内容							
契約金額							
契約の方法							

- (注) 1 施設会計も含めて法人全体の契約について記入すること
- 2 契約の方法は、随意契約 指名競争入札 一般競争入札の種別を記入すること (入札を伴わない見積り合致は全て随意契約)

7 監 事 監 査 の 実 施 状 況

平成26年度に実施した「平成26年度決算」にかかる監事監査の状況

監 査 の 実 施 日 時	実 施 場 所	出 席 監 事 氏 名	立 会 者 職 氏 名	理 事 会 報 告 年 月 日
年 月 日 ( : ~ : )				

監 査 目 的	実 施 の 有 無	監 査 結 果 の 内 容 及 び 指 示 又 は 指 摘 事 項	改 善 状 況 ( 本 資 料 作 成 時 点 での 状 況 を 記 入 )	
			済 ・ 未	改 善 時 期 及 び 改 善 内 容 ( 又 は 今 後 の 改 善 計 画 )
1 法人の組織運営 (定款、規程、役員、理事会、評議員会)				
2 法人の組織運営 (人事・労務管理)				
3 事業活動、運営管理				
4 福祉サービスの質の向上のための取組み				
5 法 人 及 び 事 業 の 会 計 状 況	① 会計帳簿			
	② 予算の編成			
	③ 出納・財務			
	④ 契約・入札			
	⑤ 資産管理			
	⑥ 経理区分間及び会計単位間の資金移動			
	⑦ 決算書類の作成			
	⑧ 法人の財務状況			
6 その他				

- (注) 1 「実施の有無」欄は、監査を実施した項目については「○」、実施しなかった項目については「×」を記入すること。
- 2 「改善の状況」欄の「済・未」は、改善済の項目については「済」、未改善の項目については「未」と記入すること。
- 3 当該年度に複数回実施されている場合は、それぞれ別表とすること。

8 財 務 状 況 の 把 握 ・ 分 析

別添「社会福祉法人財務分析シート(Excel)」に、平成26年度決算書(貸借対照表、事業活動(収支)計算書及び資金収支計算書)をもとに、該当する財務指標の決算数値を入力の上、提出すること。

- (注) 1 採用している会計基準に依り シート①「旧会計基準」 ②「就労支援事業(児童施設)会計処理基準」 ③「新会計基準」 に入力すること。
- 2 提出は、紙面及びデータ(Excelファイル)とし、データは照会文書に記載の提出先アドレスへ送信すること。

9 新会計基準への移行状況

※○印を記入すること。(セルをクリックし、プルダウン(▼)で○を選択)

Table with 2 columns: 移行済み, 平成24年度予算から, 平成25年度予算から, 平成26年度予算から

※移行未了の場合、移行予定は…

平成27年度予算から ○

※○印を記入すること。

※「新会計基準」(平成23年7月27日厚生労働省通知)は、平成24年4月1日(平成24年度予算)より適用。ただし、平成27年3月31日(平成26年度決算)までの間は、経過措置として、従来の会計処理によることができる。平成27年4月1日(平成27年度予算)には、全ての法人において完全移行しなければならない。新会計基準への移行処理は、通知に基づき適切に行うこと。

10 財務諸表及び監事意見書等にかかる情報の開示

平成26年4月1日から貸借対照表、資金収支計算書、事業活動(収支)計算書を法人のホームページで情報開示することが義務づけられた。また、「当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他利害関係人」に限らず、不特定多数の方に対して自主的に情報開示している場合、開示方法を○×で記入すること。(セルをクリックし、プルダウン(▼)で○×を選択)

ホームページ 情報を開示している法人HPアドレス: http://
広報紙(誌)
閲覧 ※閲覧とは、施設内の公共スペース等に開架し、誰でも自由に閲覧できる状態にあることをいう。

◇情報開示している項目について、○×で記入すること。(セルをクリックし、プルダウン(▼)で○×を選択)

Table with 4 columns: 情報開示項目, 開示状況, 情報開示項目, 開示状況. Includes items like ① 事業報告書, ⑦ 定款, etc.

Main checklist table with columns: 区分, チェック項目, 自己点検欄 (適/否), 現状記入欄, 根拠法令等, 解説, 行政認欄. Includes sections for 1 定款 and 2 役員.

【指摘事項-2】 (71頁~72頁)

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
3 理事	1 各理事について「親族その他特 殊の関係がある者」が定款に定める 数を超えて選任されていないか。  ※親族等特殊の関係がある者は、理 事の定数に応じて、以下の人数を超 えてはならない。  【理事定数】【その役員以外の 親族等の人数】 6～9名 → 1名 10～12名 → 2名 13名～ → 3名			特殊関係者 名	社福法第36条第3項 審査基準第3-2-(4)～(8) 定款準則第5条第4項、(備 考)-(2) 監査要綱 I-3-(2)	・社会福祉法人は、極めて公共性の高い公益法人で あり、特定の役員員による専断的運営は認められな い。  ・親族等の特殊の関係がある者とは次のとおり。 ①当該役員と民法第725条に定める親族関係にある者 ②(1)6親等内の血族 (2)配偶者 (3)3親等内の姻族 ③当該役員とまた婚姻の届出をしていないが、事実 上婚姻と同様の関係にある者 ④当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭そ の他の財産によって生計を維持している者 ⑤④又は③の親族でこれらの者と生計を一にしてい る者 ⑥当該役員が役員となっている会社の役員、使用人 及び当該会社の経営に從事する他の者並びに当該会 社の同族会社の使用人であつて、役員と同等の権限 を有する者 ⑦①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及 び使用人(※当該法人の内部における雇用関係は含ま ない。)	
	2 当該法人に係る社会福祉施設の 整備、運営と密接に関連する業務を 行う者が理事総数の3分の1を超えて いないか。			該当する理事の氏名と業務内容を記入 氏名 業務内容	審査基準第3-2-(5)	・法人と契約関係にある業者(会計事務所、給食業 者、協力医療機関等)の職員等がこれに該当する。	
	3 社会福祉事業について学識経験 を有する者又は地域の福祉関係者 が含まれているか。			理事定数 名、地域の福祉関係者 名)	審査基準第3-2-(6) 審査要綱第3-(1)、(2)	※チェックリストP3<役員の資格等>を参照のこ と。	
	4 当該法人の経営する施設の長等 が1名以上理事として参加している か。			氏名 施設名 氏名 施設名	審査基準第3-2-(7)	・施設運営の実態を理事会に反映させるため、一人 以上の施設長等を理事に選任が必要がある。	
	5 施設長等施設の職員が理事総数 の3分の1を超えていないか。					・意思決定機関と間の良好な牽制機能を維持でき るよう、施設長にかかわらず施設職員は理事総数の 3分の1を超えないこと。	
	6 代表者の変更登記は行われてい るか。			就任日 年 月 日 登記日 年 月 日	登記令第3条	・組合等登記令の規定により、就任後2週間以内に 登記することが必要である。  ・同一人物を再任した場合にも「重任」登記が必要 である。	
	7 代表権の制限を伴う場合は、組 合等登記令に基づき登記がなされて いるか。			代表権を有する理事 氏名 登記日 年 月 日	社福法38条 審査基準第3-2-(1)、(2) 定款準則第5条第3項、(備考)④、(5) 指導監査要綱 I-3-(3)-1、2	・通常、代表権を有するのは理事長のみとしている 場合が多いが、そのことを定款に定め、登記するこ とが必要である。	
	8 代表者の職務代理者を定めてい るか。			職務代理者氏名 ① ②	定款準則第10条第1項 監査要綱 I-3-(3)-3	・あらかじめ順位を定めるのは、不測の事態が生じ た場合に、混乱を避け職務代理者が誰かを明確にし るためである。また複数の指名を要するものも同様 である。 ・代表者の職務代理者は、役員改選毎に指名するこ とが必要である。	

【指摘事項-5】  
(96頁～97頁)

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
3 理事	9 代表者の業務執行が理事会の決 定を超えたり、または、これに反し ていないか。  理事長が専決した事項について、 理事会に報告しているか。				社福法第38条 定款準則第9条第1項 監査要綱 I-3-(3)-1	・極めて公共性の高い社会福祉法人は、理事会を中 心とした合議制で運営されなければならないこと。  ・理事会を招集している時間的余裕が無い場合等、 やむを得ない事由により理事長の判断で行ったもの については、速やかに理事会で事後承認を得ること。	
	10 日常の業務として理事会が定め るもの(理事長専決規程)を策定し ているか。			定款施行細則(理事長専決規程)の有無 有・無 ※「有」の場合、定款施行細則を添付すること。	定款準則第9条(備考)	・日常の業務として理事会が定めるものについて は、定款準則の備考を参考に、定款施行細則等で範 囲、金額等を予め決定すること。	
4 監事・監 査	1 この法人の理事、評議員又は職 員を兼務していないか。			兼務有の場合は内容を記入	社福法第41条 審査基準第3-3 定款準則第7条第3項 監査要綱 I-4-1～4 審査要綱第3-(1)、(2)	・監事は理事等の業務執行者から独立して監事監 査を行う。その職務の公正性を確保するため、理事等 の特殊関係者、職員等の兼任は認められていない。	
	2 他の役員と親族等その他特殊関 係はないか。			不適の場合 内容			
	3 当該法人に係る社会福祉施設の 整備、運営と密接に関連する業務を 行う者が監事となっていないか。			不適の場合 氏名 関連事業名			
	4 監事のうち1名は、財務諸表等 を監査しうる能力があるか。			氏名 公認会計士・税理士・経理担当歴 年		・監事のうち1名は財務諸表等を監査しうる能力が ある者、もう1名は法人の業務が監査できるよう、 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域 の福祉関係者であること。	
	5 監事のうち1名は、社会福祉事 業について学識経験を有する者又は、 地域の福祉関係者であるか。			氏名 社会福祉事業についての学識経験等		・2名の監事をおく場合1人で両方の要件を満たす 場合でも、もう1名もどちらかの要件を満たさなけ ればならない。 【財務諸表を監査しうる者】 弁護士、公認会計士、税理士、会社等の監査役及 び経理責任者等	
	6 監事は法第40条の職務を適正に 行っているか。			不適の場合は具体的な内容について○を記入 1 財務監査しか行っていない 2 監査内容が形式的 3 その他	社福法第40条 定款準則第11条 審査基準第3-3-(2)、(3)、 第3-5-(1)	・監事は法人の監査機関として、次に掲げる職務を 行わなければならない。 ① 理事の業務執行状況の監査 ② 法人の財産の状況、特に事業報告書、財産目録、 貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書 (収支計算書)の監査 ③ ①及び②の監査の結果、不整な点があることを発 見したときは、これを評議員会(評議員会がない法 人では所轄庁)に報告すること。 ④ ③の報告をする必要があるときは、理事長に対 して評議員会の開催を請求すること。 ⑤ 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、 理事に意見を述べること。	
	7 監事の監査結果は正確に記録さ れているか。			不適の場合は下記に○を記入 1 記録なし 2 記録内容が不十分(所見が形式的等)	法第40条第3号～第5号 審査基準第3-3-(2) 定款準則第11条第2項、第3 項、(備考) 監査要綱 I-4-7	・監事が監査を行った場合には、監査日時、場所、 立会者名、監査項目及び指摘内容を記録した「監 事監査報告書」を作成し、保存する。	
	8 監査報告書は、理事会、評議員 会及び所轄庁に報告後、法人におい て保管されているか。			不適の場合は下記に○を記入 1 理事会、評議員会に未報告 2 所轄庁に未報告		・原則として監事は理事会、評議員会に監事監査の 結果を報告する場合、理事会、評議員会に出席する こと。	

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄	
		適	否					
5 理事会	1 招集通知は議案を示して、相当のゆとりをもって、適切な方法で行っているか。			不適の場合は下記に○を記入 1 議案が明示されていない 2 議案に係る資料が送付されていない 3 文書で通知せず 4 開催直前に通知	定款準則第9条 監査要綱1-5-(1)-(1)	・理事会等の招集は理事長が行い、理事会開催予定日の少なくとも1週間前までに、議案を明示した文書により通知しなければならない。 ・理事会等で各理事等の発言を促すため、議案にかかる資料(決算書、予算案等)も添付し、予め熟読してもらうこと。		
	2 開催時期及び回数等は適切に行われているか。			2 5年度 回 2 4年度 回	定款準則第9条、第17条、第18条、第21条	・法人の活動に合わせた機動的な理事会が開催されているか。 ・理事会と評議員会の独立性を守り、相互の牽制機能を維持するため、理事会と評議員会の同時開催は認められない。 ・年間最低3回(①決算認定、②補正予算、③予算・事業計画認定)の開催が必要といえる。		
	3 理事会は、定款に定める定足数を満たして有効に成立しているか。			成立していない理事会がある場合 年 月 日 年 月 日	社団法人第39条、第46条第1項、第49条 定款準則第9条第5～8項、第9条(備考)-(4)	・定足数を欠いたまま開催された理事会等での決定は無効である。定足数を満たさないときは流会にし、再度招集しなければならない。 ・定足数を欠いたまま決定されている事項は、次の理事会で必ず追認を得る必要がある。		
	4 議決は有効に成立しているか。			成立していない議案:		※「理事総数」とは、「定数」ではなく「理事の現員数(=現状の理事人数)」である。評議員会についても同じ。		
	5 当該法人に係る施設の整備運営と密接に関連する業務を行う者が理事に加わっている場合、当該理事が当該契約の取札価格の決定や業者選定に係る議事の議決に加わっていないか。			該当がある場合は内容を下記に記入	定款準則第9条(備考)-(5)			
	6 委任状・代理出席が行われていないか。また、書面表決の方法は適切か。 特定の理事に、欠席又は書面による議決権の行使が継続していないか。			委任状・代理出席が行われた場合は内容を記入	監査要綱1-5-(1)-3 審査基準第3-2-(1) 定款準則第9条(備考)-(2)、(3)	・理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められない。 ・書面表決は、理事会の開催要件としては出席と見なすが、特定の理事が書面表決を続けることは好ましくない。		
	7 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われているか。			理事会で議決を要する案件は次のとおりであるが、平成25年度理事会で審議した案件に○を記入すること 1 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 2 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 3 定款の変更 4 合併 5 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 6 社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集等所轄庁等の許認可を受ける事項 7 定款細則、経理規程等、法人の運営に関する規則の制定及び変更 8 施設長の任免その他重要な人事 9 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約(軽微なものを除く) 10 役員報酬に関する事項 11 上記のほか、法人の業務に関する重要事項	監査要綱1-5-(1)-4	・なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、理事会に報告すればよいこと。		

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
5 理事会	8 議事録は正確に記録され、保存されているか。			不適の場合は該当するものに○を記入 1 議事録がない 2 議長・議事録署名人の自筆署名・押印がない 3 議案・資料が添付されていない 4 その他記載内容(審議経過等各理事の意見等)が不十分	監査要綱1-5-(2)	・議事録は、法人の意思決定の経過及び内容を記録した重要な文書であり、各役員の責任関係にもかかわるものであるため、正確かつ簡明に記載され、議案資料とともに適切に保管しておくこと。 ・要記載事項は次のとおり(*印は監査要綱記載事項) ①開催年月日*、開会時刻及び閉会時刻 ②開催場所* ③出席者氏名(理事総数及び定数)* ④欠席者氏名 ⑤議長による定足数の確認 ⑥議事録署名人の選出* ⑦議案* ⑧議案に関する発言内容(発言者氏名明記)* ⑨議案に関する表決結果* ⑩「議事録が正確なものであることを証するため議事録署名人左記に署名する」旨の文言 ⑪議事録署名人(議長及び理事2名)の署名又は記名押印、その年月日* ※議事内容については、一言一句記録する必要はなく要約することは可能である。	
	9 議事録の信憑性及び議事の順末の具体性が認められるか。				定款準則第9条第8項 監査要綱1-5-(2)	・議事録記載内容と議案資料及び実態等との相違がなくてはならない。	
6 評議員・評議員会	1 評議員会が設置されているか。			設置しなければならないのに設置されていない場合は、理由を記入:	法42条第1項 審査基準第3-4-(1) 監査要綱1-6-1 審査要綱3-4	・次の事業のみを行う法人は、評議員会をおかなくてもよい。 ①都道府県又は市町が福祉サービスをおこなう者について措置をとる社会福祉事業 ②保育所を経営する事業 ③介護保険事業	
	2 定数及び現員は理事定数の2倍を超えているか。			定数 名、現員 名(理事定数 名)	社団法人第42条第2項 監査要綱1-6-2 定款準則第12条(備考1)-備考(2)	・欠員が生じた場合には、できるだけ速やかに補充すること。	
	3 親族等特殊関係にある者が定款に定める数を超えて選任されていないか。			特殊関係者 名	監査要綱1-6-3～5 審査基準第3-4-(4)～(6) 定款準則第12条(備考1)	[定数6～9名=1名、10～12名=2名、13名～=3名]	
	4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えていないか。			氏名 業務内容		・法人と契約関係にある業者(会計事務所、給食業者、協力医療機関等)の職員等がこれに該当する。	
	5 地域の代表が加わっているか。			(地域の代表) 有・無 (家族の代表) 有・無		・社会福祉法人にとって、地域との関係は極めて重要であり評議員会には地域の代表を入れる必要がある。 地域の代表とは概ね次のとおり ①自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員 ②民生・児童委員 ・利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族が代表に加わることが望ましい。	
	6 選任手続は定款の定めに従って適切に行われているか。			理事会開催日 年 月 日 評議員任期開始日 年 月 日	定款準則第12条(備考1) 監査要綱1-6-6 審査基準第3-4-(3)	「1組織運営-2役員-3」に準じる。	
	7 選任関係書類は整備されているか。			不足書類がある場合は該当するものに○を記入: 評議員会議事録、就任承諾書、履歴書、委嘱状、役員名簿		「1組織運営-2役員-3」に準じる。	

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
6 評議員・ 評議員会	8 任期は明確にされているか。			任期を明記していない書類がある場合は該当するものに○を記入。就任承諾書、委嘱状、役員名簿		「1組織運営-2役員-3」に準じる。	
	9 招集通知は議案を示して、相当のゆとりをもって、適切な方法で行っているか。			不適の場合は下記に○を記入 1 議案が明示されていない 2 議案に係る資料が送付されていない 3 文書で通知せず 4 開催日直前に通知	定款準則第12条(備考1)		
	10 開催時期及び回数等は適切か。			2 5年度 回 2 4年度 回			
	11 評議員会は定足数を満たし、有効に成立しているか。			成立していない評議員会がある場合 年 月 日、年 月 日		「1組織運営-5理事会-3」に準じる。	
	12 議決は有効に成立しているか。			成立していない議案：		「1組織運営-5理事会-3」に準じる。	
	13 要審議事項について審議され、議決が行われているか。			評議員会で審議を要する案件は次のとおりであるが、平成25年度評議員会で審議した事項に○をつけること 1 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 2 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 3 定款の変更 4 合併 5 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定 6 上記のほか、法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項	定款準則第12条(備考1) 審査基準第3-4-(2)、(3) 監査要綱1-6-7	・評議員会において、委任状(議決権の委任)、書面表決は認められない。	
14 評議員会への欠席が、継続している評議員がいないか。			氏名 回開催中 回欠席(理事の兼務 有・無) 氏名 回開催中 回欠席(理事の兼務 有・無)	監査要綱1-6-8 定款準則第12条(備考1)	・理事を兼ねる評議員が出席者の過半数を占めるような評議員会の開催は、評議員会の審判機能を弱め、好ましくないことから、特に理事を兼ねていない評議員の欠席が継続しているような場合は、できるだけ事前の日程調整に配慮する等、適正な会議運営に努めること。		
15 議事録は正確に記録され、保存されているか。信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。				監査要綱1-6-9			
II 管理 1 人事管理	1 施設長の任免は理事会の議決によって行われているか。			施設長任免理事会開催日(最近のもの) 年 月 日	審査基準第3-6-(4) 定款準則第12条第2項、第3項 監査要綱III-1-(1)	・事業の成否に責任のある施設長等は、理事会の議決を経て理事長が任免すること。 なお、定款にこの旨の規程がない場合は、定款変更を行うこと。	
	2 施設長以外の職員の任免について適正な方法で行われ、その結果が理事会に報告されているか。			理事長決裁 有・無 理事会報告 有・無		・定款施行細則や決裁規程等により、手続きを定めていることが望ましい。	
	3 就業規則、給与規程は適正に設けられているか。			不適の場合は下記に○を記入 1 就業規則・給与規程が設けられていない 2 内容が不適切 3 実態と乖離			
	4 労働基準法上、必要な協定、届出等はなされているか。			就業規則の届出 年 月 日 36条協定(時間外・休日労働) 年 月 日 24条協定(賃金控除) 年 月 日 宿日直許可 年 月 日	労基法第24条、第36条、第41条、第89条		
	5 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。				監査要綱III-1-(2)		

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
2 資産管理	1 法人の所有する資産は、基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は明確に区分管理され、財産目録上も区分表示されているか。			明確になっていない場合は内容を記入	審査基準第2-2 定款準則第13条、(備考) 監査要綱III-2-1	・法人が所有する財産(資産及び負債)は、すべて財産目録に記載すること。	
	2 財産目録記載の不動産は、すべて所有権の登記がされ、固定資産管理台帳、財産目録及び現状と一致しているか。			不適の場合は下記に○を記入 1 財産目録と現状が不一致(記載漏れがある・数量が異なる) 2 未登記物件がある	法第25条、第34条の2 審査基準第2-1 監査要綱III-2-7 旧会計基準(局長通知)別紙第41条 新会計基準(局長通知)第7章	・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されていること。また当該不動産の所有権について登記がなされていること。	
	3 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産(※)は、すべて基本財産として定款に記載されているか。			不適の場合は下記に記入 基本財産に未編入の財産： 理由：借用している ・ 登記手続中 ・ その他	審査基準第2-1-(1)	※「社会福祉事業の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいう。  ・建築基準法による建物面積又は実測面積と登記簿上の面積とが一致しない場合があるが、定款の記載については登記簿の面積にあわせること。	
	4 基本財産としながらも、直接社会福祉事業の用に供していないものはないか。			不適の場合は、下記について記入 所在地： 面積： 現在の用途：		・現状で、直接社会福祉事業の用に供していない資産(例)使用されていない職員駐車場などを基本財産としておくことは認められない。	
	5 基本財産を所轄庁の承認を得ずに処分し、貸付し又は担保に供していないか。			承認を得ずに基本財産を処分した場合 処分物件： 処分理由：	審査基準第2-2-(1)ア 審査要綱第2-(5) 定款準則第14条 監査要綱III-2-8	・基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。	
	6 運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないか。			理事会(評議員会)の議決を経ないで処分している運用財産：	審査基準第2-2-(2) 監査要綱III-2-9	・運用財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。	
	7 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、事業存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しているか。				審査基準第2-1-(1)、(2) 監査要綱第2-10、11 審査要領第2の(6)、(7)	・法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。  なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を運営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。 <特定措置> (1)特別養護老人ホームを設置する場合 (2)地域活動支援センターを設置する場合 (3)既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合 (4)既設法人が通所施設を設置する場合	
	8 資産関係各種台帳等の整理保存は、適切に行われているか。			未整理の台帳：	経理規程第50条2項 旧会計基準(課長通知)2-(4) 新会計基準(課長通知)24	固定資産管理台帳等の整備及び予算金通帳等の保存を適切に行うこと。	

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
2 資産管理	9 資産総額の変更登記は毎会計年度終了後、2か月以内に行われているか。			該当がある場合は下記に○を記入 1 未登記 2 遅延している 3 金額が誤っている	登記令第3条		
	10 基本財産の管理運用は、元本が確実に回収可能な安全・確実な方法、さらに固定資産としての常軌的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われているか。			基本財産の運用管理方法： 理事会承認の有無 有・無	審査基準第2-3 定款準則第15条 監査要綱Ⅲ-2-2		
	11 基本財産以外の資産の運用にあっても、安全・確実な方法で行われているか。			運用管理方法 →有価証券等を保有している場合は、P7(3)「有価証券等の状況」に記入 理事会承認の有無 有・無	審査基準第2-3 定款準則第15条 監査要綱Ⅲ-2-3,4		
3 会計管理	1 平成26年度予算は定款の定めに従い、適正に編成されているか。			理事会 年 月 日 評議員会 年 月 日	定款準則第12条(備考1)、第17条 経理規程第14条、15条 旧会計基準(課長通知)1-(2) 新会計基準(課長通知)2-(1)、(2) 監査要綱Ⅲ-3-(1)-1	・予算は毎会計年度開始前において編成し、理事会の同意(評議員会設置法人にあつては、評議員会の意見を聴く)を得ること。 ・予算案を理事会に提出するときは、予算案とともに事業計画書、財産目録、経費積算資料等必要な参考資料を添付して十分審議すること。	
	2 予算は適正に執行されているか。また、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の同意を得ているか。			1 補正予算 有・無 理事会 年 月 日 評議員会 年 月 日 2 補正予算前に支出額が超過(超過科目： )	定款準則第21条 新会計基準(課長通知)2-(2) 監査要綱Ⅲ-3-(1)-2	・予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担を、又は権利の放棄をしようとする場合において事前に理事会(及び評議員会)の同意を得ること。	
	3 経理規程を整備しているか。				定款準則第20条 新会計基準(課長通知)1-4 旧会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1) 監査要綱Ⅲ-3-(2)-1	・関係法令等に基づき、経理規程を制定及び改正すること。	
	4 会計責任者及び出納職員が任命されており、内部牽制機能が確立されているか。			会計責任者 職 氏名 出納職員 職 氏名 辞令交付 有・無	新会計基準(課長通知)1-(1)、(2) 旧会計基準(課長通知)1-(1) 監査要綱Ⅲ-3-(2)-2	・会計事務における内部牽制機能を確立するため、会計責任者を必ず置き、会計責任者と出納職員の兼務は避け、分任体制をとること。 ・会計責任者及び出納職員は理事長が任命し、責任を明確にするため辞令(会計の明示)を交付し、理事会に報告すること。	
	5 小口現金制度の取り扱いについて、経理規程に基づき適切に運用されているか。(施設会計での小口現金制度についても含む)			1 小口現金取扱者： 2 限度額( 万円) 3 小口現金出納帳(有・無) 4 金銭残高金種別帳(有・無) 経理規程準則適用の場合	新会計基準(課長通知)1-(1) 旧会計基準(課長通知)1-(1) 経理規程第27条 監査要綱Ⅲ-3-(2)-3	・現金保管については、事故防止等の観点から保管責任者を定め、小口現金出納帳により経理を行い、現金残高に異動のあった日は金銭残高金種別帳を作成し、会計責任者のチェックを受けること。	
	6 借入金は法人の運営上の必要によりなされているか。(福祉医療機構及び兵庫県社会福祉協議会からの借入金は除く)			25年度中に借入が生じた場合は下記に記入(別紙可) 借入理由 借入年月日 年 月 日 借入先 借入額	監査要綱Ⅲ-3-(3)-1	・借入金は法人運営上必要な場合に限って行うこと。 ・民間金融機関や役員等個人からの借入金は望ましくないが、やむを得ず借入を行う場合は、金銭消費貸借契約書等文書によって債権債務関係が明確にされていること。	

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
3 会計管理	7 借入等は理事会(評議員会)の議決を経て行われているか。			25年度中に借入が生じた場合は下記に記入 理事会議決 年 月 日 評議員会議決 年 月 日	定款準則第12条(備考1)、第17条、第21条 監査要綱Ⅲ-3-(3)-1	・借入を行う場合には、償還計画、償還財源の確保性等を理事会(及び評議員会)で十分審議し、その承認を得ること。	
	8 会計帳簿等が整備され、証ひょう類が保存されているか。			未整備・未保存の証ひょう等があれば下記に○を記入 1 伝票 2 各種台帳 3 月次報告書 4 証ひょう類	経理規程準則第14条 新会計基準(課長通知)7 旧会計基準(課長通知)1-(4)、(5) 監査要綱Ⅲ-3-(4)	・経理規程に規定する会計帳簿(伝票・金銭残高金種別帳・小口現金出納帳・各種台帳)を備えること。 ・取引の関係証券書類は、整理し保存しておくこと。	
	9 寄付金の収納手続は適正か。			不適の場合は下記に○を記入 1 領収書にあらかじめ連番がない 2 領収書が発行されていない 3 寄付申込書をとっていない 4 寄附金収入明細表(台帳)に記載もれがある 5 寄附物品が取得時の時価により計上されていない 6 入所者等からみだりに寄付を求めている 7 取引業者からの寄付 8 寄付者の意向に添った受入れをしていない 9 寄付者、寄付金額等について、統括会計責任者に報告するとともに理事長の承認を得ていない	新会計基準(課長通知)9 旧会計基準(課長通知)1-(5) 経理規程第22条、第23条、第24条 経理規定準則第47条	・寄付金品の収納手続は、善意の寄付者の意志を尊重し、有効に役立てることができるよう特に厳正であることが要求されるので、以下の手続を遵守して行うこと。 ・物品については時価換算を行うこと。ただし、飲食物等が即日消費されるようなものについては、この限りでない。 1 寄付申込書の提出を求め、そこに示された寄付の目的に従って収入すべき会計を区分すること。 2 領収書は、寄付者が税の優遇措置を受けるために必要不可欠なものであるため、必ず理事長名ものを発行すること。	
	10 施設整備の償還財源に係る寄付は、贈与契約を締結し、適正に履行されているか。			履行されていない場合の状況 贈与契約書 有・無 理事会の承認 有(年 月 日)・無	監査要綱Ⅲ-3-(3)-2	・借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約を締結し、寄附が遅滞なく確実に履行されるようにすること。	
	11 本部経理区分(本部会計)、施設経理区分(施設会計)、特別会計が明確に区分され、各経理区分及び会計間に不適切な資金の移動はないか。			適否にかかわらず、 <b>経理区分間または会計単位間の繰入金がある場合は、「経理区分間及び会計単位間資金流動明細書」を提出すること。</b> 1 民改費事務費(管理費)加算分相当額の経理が不適切 民改費事務費(管理費)加算額 円 運用収入 円 施設経理区分(会計)繰入金収入 円 2 施設経理区分(施設会計)借入金が年度内に返済されていない	定款準則第16条 旧会計基準(局長通知)3-3、別紙第2条第1項、第4条 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(旧12.2.10第8号課長通知)別紙「指導指針」第2-1.5	・運営費の各会計への資産の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合であつて、当該年度内に返済が確実である場合に限り認められるものであること。 ・法人内の各会計以外への貸付は一切認められないこと。	
	12 決算手続は定款の定めに従い、適切に行われているか。			監事監査 年 月 日 評議員会 年 月 日 理事会 年 月 日	社法第44条第2項、第3項 定款準則第18条 新会計基準(局長通知)第1章-4 新会計基準(課長通知)3 旧会計基準(課長通知)1-(3) 登記令第2条、第6条第3項 監査要綱Ⅲ-3-(4)-1	・決算は、会計年度終了後2か月以内に次の手続を完了すること。 1 理事長による収支計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書の作成 2 監事の監査(「監事監査報告書」の作成) 3 評議員会の同意(社協の承認は理事会認定後) 4 理事会の認定 5 資産総額の変更登記	
	13 予算と決算の間で大幅に違いの大きい科目がある場合、その原因が究明され、必要な改善がなされているか。			該当がある場合は下記に記入 くい違い科目： 原因： 改善方策：	新会計基準(課長通知)3 旧会計基準第10条第6項	・予算に変更を加える必要が生じた場合は、事前に補正予算を組むべきであるにもかかわらず、予算と決算の間で大幅に違いの大きい科目がある場合には、監事監査及び理事会等を通じてその原因を究明し、必要な改善措置をとること。	

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
3 会計管理	14 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）が、正確に記載され、適切に備え置かれているか。				社福法第44条第2項、第4項 審査基準第3-5-(2) 定款準則第18条第1項、第2項 新会計基準（局長通知）第1章-2 新会計基準（課長通知）3 旧会計基準（課長通知）1-(3) 監査要綱第3-(4)-2	・決算事務として次の書類を正確に作成し、保存すること。（永久又は10年保存） 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書）及び経理規定に定める明細表等 ・預金の残高証明書（経理規定準則適用の場合） ・法人が提供するサービスの内容、法人の財務状況等について、関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	
	15 決算整理事項について、必要な明細表等を作成しているか。			不適の場合、作成していない書類に○を記入 借入金明細表／寄附金収入明細表／補助金収入明細表／基本金明細表／国庫補助金等特別積立金明細表／固定資産増減明細表／固定資産集計表／引当金明細表	新会計基準（課長通知）3 旧会計基準（課長通知）1-(4)-(14)、2		
	16 不適切な支出はないか。			不適切な支出がある場合は内容を記入	新会計基準（局長通知）第1章1 旧会計基準（局長通知）1	・社会福祉に直接関係のない経費を支出することは、法人設立の主旨に反する。 ・法人名義のクレジットカードの使用については、取扱規程を定めて使用基準等を明確にし、目的、支払いの相手方、金額等を記入した「使用簿」を整備して適正な取扱いを徹底すること。	
	17 繰越金の処理は適正か。				定款準則第18条第3項 経理規定準則第40条 旧会計基準（局長通知）第31条第4号 新会計基準（課長通知）14	・繰越金については、定款及び経理規程に基づき適正に処理すること。 ・決算上生じた繰越金は、次会計年度に繰り越すか、必要な場合にはその全部又は一部を基本財産に編入することができる。	
	18 資産のうち、現金は安全確実な方法で管理、運用されているか。				定款準則第15条		
	19 理事長が、契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めているか。				「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（H12.2.17社援第7号課長連名通知）1(1) 経理規程第65条		
	20 売買、請負契約をするに当たって、競争により業者を決定しているか。				経理規程第66条、第67条、第68条	・特定の業者と契約をせず、複数業者の競争等により業者を決定すること。	
	21 経理規程で定める金額以上の契約の場合、契約書を交わしているか。				経理規程第69条、第70条	・軽微な契約を除き契約書の作成を省略する場合は、請書その他これに準ずる書面を交するものとする。 ・契約金額が100万円を超える場合は、契約書を交わすこと。	
	22 請書を徴しているか。						
	23 売買、請負契約に当たって、法人の意志決定として決定行為（東議）を行っているか。				経理規程第25条	・法人の資産、資金に影響を及ぼすので、決裁規程に定める決裁権限による決定行為を行うこと。	
24 積立金の取り崩しについて、事前に理事会の承認を得ているか。				経理規程第37条	・保育所については、所轄庁の承認が必要な場合があるので注意すること。		
25 科目誤りはないか。				新会計基準（課長通知）別添3 旧会計基準別表1～3 経理規程第10条			

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄	
		適	否					
4 その他	(1) 財務状況の把握・分析			法人の財務状況について、定期的に把握・分析し、理事会等で評価・検討しているか。	新会計基準（局長通知）1(2) 旧会計基準（局長通知）1(1) 監査要綱1-4-5	・決算時には財務状況を把握・分析し、理事会等で評価・検討すること。 ※チェックリストP9「8 財務状況の把握・分析」別添「社会福祉法人財務分析計算シート」参照		
	(2) 施設整備	1 理事会の要議決事項は議決されているか。			議決されていない場合は該当するものに○を記入 ・事業計画 ・資金計画 ・入札参加業者の決定予定価格の決定 ・入札結果報告 ・工事請負契約の締結	定款準則第9条第1項 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（H12.2.17社援第7号課長連名通知）1 経理規程第65条 監査要綱1-5-(1)-4		
		2 特別利害関係者が理事会の議決に加わっていないか。				定款準則第9条第7項		
		3 工事代金等の支払いは適正に行われているか。				経理規程第25条、第26条		
	(3) 運営管理等	1 組合等登記令に基づく変更の登記は、適正に行われているか。				登記令第2条、第3条 監査要綱第4-4	・要登記事項に変更があった場合には、期限内に変更登記を行うこと。 【要登記事項】 1 目的及び業務 2 名称 3 事務所の所在地 4 代表者の氏名等 5 資産総額 ※「H管理-2 資産管理-8」再掲	
		2 法人印及び代表者印は適正に管理されているか。				指導監督徹底通知5-(6)-エ	・法人印及び代表者印（印鑑登録を行うこと）は、管理者を定めるとともに、使用の状況を明確にしておくため「公印管理規程」を定めて「公印使用簿等」を備え付け、厳正に管理すること。	
		3 社会福祉施設等職員退職手当共済制度へ職員が加入しているか。						
		4 外部監査を導入しているか。				審査基準第3-5-(1)	・財務状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当である。 ・資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、2年に1回程度、これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用が望ましい。	
	5 事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書（収支計算書）及び事業活動（収支）計算書、監事意見書を開示しているか。また、開示請求に適切に対応しているか。				※チェックリストP10「10 財務諸表及び監事意見書等にかかる情報の開示」参照のこと。	社福法第44条第4項、第75～77条、第79条 定款準則第18条第1項、第2項、（備考） 審査基準第3-5-(2) 監査要綱第4-1	・法人の業務及び財務等に関する情報については、広く不特定多数の一般に対しても、会報（広報紙）への掲載のほか、法人事務所における開架閲覧、インターネット（法人ホームページ）上での公開等の方法により、自主的に公表することが適当である。 また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。	
	6 福祉サービスの質の自己評価等を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。				自己評価を行っているか 有・無 第三者評価を受審しているか 有・無 →福祉医療機構のサイトWAMNETでの公表日 年 月 日	社福法第78条第1項 監査要綱第4-2	・福祉サービスの質の向上を図るため、自らの提供するサービスの質の評価を行うこと（自己評価）、その他の措置を講ずること（第三者評価）により、常に良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。	

区分	チェック項目	自己点検欄		現状記入欄	根拠法令等	解説	行政 確認欄
		適	否				
	7 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組みが行われているか。			苦情処理対応マニュアル等の有無 有 ・ 無	社福法第82条 監査要綱Ⅲ-4-3 H12.6.7社福1352号局長連 名通知「社会福祉事業の経 営者による福祉サービスに 関する苦情解決の仕組みの 指針について」	・ 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を おいているか。 ・ 苦情解決の仕組みを利用者等へ周知しているか。	
Ⅲ 事業 1 公益事 業	1 社会福祉と関係を有し、公益性 を有するものであるか。				社福法第26条第1項 監査要綱Ⅱ-3-(1)-1 審査基準第1-2- (1)、(2)、(5) 審査要領第1-2		
	2 法人の行う社会福祉事業の円滑 な遂行を妨げるおそれはないか。				審査基準第1-2 監査要綱Ⅱ-3-(1)-2 審査要領第1-2		
	3 法人の行う社会福祉事業に対 し、従たる地位にあるか。				審査基準第1-2-(4) 監査要綱Ⅱ-3-(1)-3		
	4 特別会計として処理されてい るか。				社福法第26条第2項 旧会計基準(局長通知)別添 第2条第1項 定款準則第16条(備考) 監査要綱Ⅱ-3-(1)-4		
	5 公益事業で生じた収益を、法人 が行う社会福祉事業又は公益事業に 充てているか。				審査基準第1-2-(6) 定款準則第21条(備考1) 監査要綱Ⅱ-3-(2)		
2 収益事 業	1 社会福祉事業又は公益事業経営 の財源に充てるために行われている か。				社福法第26条第1項 審査基準第1-3 審査要領第1-3-(1) 監査要綱Ⅱ-4-(1)		
	2 収益事業の経営が社会福祉事業 の経営に悪影響を与えていないか。				社福法第26条第1項、第57 条 審査基準第1-3-(4) 審査要領第1-3-(3) 監査要綱Ⅱ-4-(2)-1		
	3 事業規模が社会福祉事業に比べ て過大なものとなっていないか。				審査基準第1-3-(5) 監査要綱Ⅱ-4-(2)-2		
	4 法人の社会的信用を傷つけるお それのあるもの及び投機的なものとな っていないか。				審査基準第1-3-(2) 審査要領第1-3-(2)、(4) 監査要綱Ⅱ-4-(2)-3		
	5 社会福祉事業用設備の使用又は 社会福祉事業従事職員の業務により、 社会福祉事業に支障をきたしてい ないか。				審査基準第1-3-(4) 審査要領第1-3-(3)イ 監査要綱Ⅱ-4-(2)-4		
	6 特別会計として処理されてい るか。				社福法第26条第2項 旧会計基準(局長通知)別添 第2条第1項 定款準則第16条(備考) 監査要綱Ⅱ-4-(2)-5		
	7 収益は、法人が行う社会福祉事 業又は公益事業に充てられているか。				審査基準第1-3-(3) 定款準則第21条(備考2) 監査要綱Ⅱ-4-(3)		

<添付書類一覧>

添付に○	書類名	頁
1	基本財産のうち、福祉医療機構以外に担保提供を 行っている不動産登記簿(写し)	6
2	定款施行細則	13
3	経理区分間及び会計単位間資金異動明細表	19

<関係法令・通知の略称>

- 社福法 …………… 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 施行規則 …………… 社会福祉法施行規則 (昭和 26 年厚生省令第 28 号)
- 審査基準 …………… 「社会福祉法人の認可について」【平成 25 年 3 月 29 日最終改正】  
(平成 12 年 12 月 1 日社会・援護局長等連名通知)(別紙 1)
- 定款準則 …………… 「社会福祉法人の認可について」【平成 25 年 3 月 29 日最終改正】  
(平成 12 年 12 月 1 日社会・援護局長等連名通知)(別紙 2)
- 審査要領 …………… 「社会福祉法人の認可について」【平成 25 年 3 月 29 日最終改正】  
(平成 12 年 12 月 1 日社会・援護局長等連名通知)
- 旧会計基準(局長通知) …… 「社会福祉法人会計基準の制定について」  
(平成 12 年 2 月 17 日社会・援護局長等連名通知)
- 旧会計基準(課長通知) …… 「社会福祉法人会計基準の制定について」  
(平成 12 年 2 月 17 日社会・援護局長等連名通知)
- 新会計基準(局長通知) …… 「社会福祉法人会計基準の制定について」  
(平成 23 年 7 月 27 日社会・援護局長等連名通知)
- 新会計基準(課長通知) …… 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」  
(運用指針)(平成 23 年 7 月 27 日社会・援護局福祉基盤課長等連名通知)
- 経理規程 …………… 「社会福祉法人モデル経理規程」  
(平成 24 年 2 月 3 日 全国社会福祉協議会)
- 監査要綱 …………… 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」  
(平成 13 年 7 月 23 日社会・援護局長等連名通知)【平成 25 年 3 月 29 日最終改正】
- 登記令 …………… 組合等登記令 (昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号)
- 労基法 …………… 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)



①社会福祉法人財務分析計算シート(25年度に旧社会福祉法人会計基準または指導指針を採用している法人)

※「8 財務状況の把握・分析」関係 添付資料

※「決算数値入力」欄の水色のセルに法人名及び25年度決算書から各財務指標に該当する数値を入力してください。

黄色いセル(「決算数値・財務指標」欄に「自動計算」と表記)には入力しないでください。

※「決算数値・財務指標」欄で「1-①」等が頭に付いた指標は「財務指標の解説・留意点シート」を参照

法人名:

	決算数値・財務指標	決算数値入力	入力金額の説明 「社会福祉法人会計基準」	入力金額の説明 「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」
貸借対照表	流動資産		資産の部「流動資産」	
	現金預金		資産の部「流動資産」の「現金預金」	
	固定資産		資産の部「固定資産」	
	積立預金		資産の部「その他の固定資産」の「積立預金」の合計金額	
	流動負債		負債の部「流動負債」	
	短期運営資金借入金		負債の部「流動負債」の「短期運営資金借入金」	
	固定負債		負債の部「固定負債」の金額	
	設備資金借入金		負債の部「固定負債」の「設備資金借入金」	
	長期運営資金借入金		負債の部「固定負債」の「長期運営資金借入金」	
	純資産		「純資産の部の合計」	
	国庫補助金等特別積立金		純資産の部「国庫補助金等特別積立金」	
	次期繰越活動収支差額		純資産の部「次期繰越活動収支差額」	
	検算<自動計算>		0	貸借差額を自動計算 0以外は確認が必要
	事業活動(収支)計算書	事業活動収入		事業活動収支の部(収入)の、「事業活動収入計」。
国庫補助金等特別積立金取崩額			事業活動収支の部(収入)の、「国庫補助金等特別積立金取崩額」	
借入金元金償還補助金収入			事業活動収支の部(収入)の、「借入金元金償還補助金収入」	空欄。(特別収入に計上されているため)
寄附金収入			事業活動収支の部(収入)の、「寄附金収入」	空欄。(事業活動外収入に計上されているため)
雑収入			事業活動収支の部(収入)の、「雑収入」の金額	空欄。(事業活動外収入に計上されているため)
退職給与引当金戻入			事業活動収支の部(収入)「引当金戻入」の、「退職給与引当金戻入」の金額	空欄。(指導指針は「差額補充法」を前提としている)
賞与引当金戻入			事業活動収支の部(収入)「引当金戻入」の、「賞与引当金戻入」の金額	空欄。(指導指針は「差額補充法」を前提としている)
事業活動支出			事業活動収支の部(支出)「事業活動支出計」	
人件費支出			事業活動収支の部(支出)「人件費支出」	
福利厚生費			事業活動収支の部(支出)「事務費支出」の、「福利厚生費」	事業活動収支の部(支出)「経費」の、「一般管理支出」の「福利厚生費」
業務委託費(保守料除く)			事業活動収支の部(支出)「事務費支出」の、「業務委託費」。	※指導指針の場合・・・事業活動収支の部(支出)「経費」の、「一般管理支出」の「委託費」
事業費(経費)支出			事業活動収支の部(支出)「事業費支出」	事業活動収支の部(支出)「経費」の、「直接介護費」
減価償却費			事業活動収支の部(支出)「減価償却費」	
退職給与引当金繰入			事業活動収支の部(支出)「引当金繰入」の、「退職給与引当金繰入」	
賞与引当金繰入			事業活動収支の部(支出)「引当金繰入」の、「賞与引当金繰入」	
事業活動収支差額<自動計算>			0	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
事業活動外収入			事業活動外収支の部(収入)「事業活動外収入計」	
事業活動外支出			事業活動外収支の部(支出)「事業活動外支出計」	
事業活動外収支差額<自動計算>			0	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
経常収支差額<自動計算>			0	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
特別収支差額				特別収支の部「特別収支差額」
1-①当期活動収支差額<自動計算>		0	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
1-②次期繰越活動収支差額			繰越活動収支差額の部「次期繰越活動収支差額」	
(資金)収支計算書	2-①経常活動資金収支差額		経常活動による収支「経常活動資金収支差額」	
	施設整備等資金収支差額		施設整備等による収支「施設整備等資金収支差額」	
	財務活動資金収支差額		財務活動による収支「財務活動資金収支差額」	財務活動による収支「財務活動等資金収支差額」
	当期資金収支差額<自動計算>		0	※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
2-②当期末支払資金残高			「当期末支払資金残高」	
財務指標(計算結果)	3-①流動比率		#DIV/0!	} <自動計算>されるので、入力しないでください。
	3-②純資産比率		#DIV/0!	
	(人件費率)		#DIV/0!	
	(委託費率)		#DIV/0!	
	1-⑤人件費率+委託費率		#DIV/0!	
	3-③固定長期適合率		#DIV/0!	
	1-⑥経常活動収支差額率		#DIV/0!	
	1-③事業活動収入対借入金比率		#DIV/0!	
1-④労働分配率		#DIV/0!		

②社会福祉法人財務分析計算シート(25年度に旧 就労支援事業(授産施設)会計処理基準を採用している法人) ※「8 財務状況の把握・分析」関係 添付資料

※「決算数値入力」欄の水色のセルに法人名及び25年度決算書から各財務指標に該当する数値を入力してください。黄色いセル「決算数値・財務指標」欄に「自動計算」と表記には入力しないでください。 ※「決算数値・財務指標」欄で「1-①」等が頭に付いた指標は「財務指標の解説・留意点シート」を参照

法人名:

Table with columns: 決算数値・財務指標, 決算数値入力, 入力金額の説明「就労支援事業会計処理基準(授産施設会計基準)」, 入力金額の説明「社会福祉法人会計基準」, 入力金額の説明「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指標」. Rows include 貸借対照表 (流動資産, 現金預金, 固定資産, etc.), 事業活動収支計算書 (福祉事業活動収入, 国庫補助金等特別積立金取崩額, etc.), and 資金収支計算書 (2-①就労支援(授産)事業活動資金収支差額, etc.).

「自動計算」されるので、入力しないでください。

③社会福祉法人財務分析計算シート(25年度に新社会福祉法人会計基準を採用している法人)

※「8 財務状況の把握・分析」関係 添付資料

※「決算数値入力」欄の水色のセルに法人名及び25年度決算書から各財務指標に該当する数値を入力してください。  
黄色いセル(「決算数値・財務指標」欄に「自動計算」と表記)には入力しないでください。

※「決算数値・財務指標」欄で「1-①」等が頭に付いた指標は「財務指標の解説・留意点シート」を参照

			法人名:
	決算数値・財務指標	決算数値入力	入力金額の説明
貸借対照表	流動資産		資産の部「流動資産」
	現金預金		資産の部「流動資産」の「現金預金」
	固定資産		資産の部「固定資産」
	積立資産		資産の部「その他の固定資産」の「積立資産」の合計金額
	流動負債		負債の部「流動負債」
	短期運営資金借入金		負債の部「流動負債」の「短期運営資金借入金」
	固定負債		負債の部「固定負債」の金額
	設備資金借入金		負債の部「固定負債」の「設備資金借入金」
	長期運営資金借入金		負債の部「固定負債」の「長期運営資金借入金」
	純資産		「純資産」の部の合計
	国庫補助金等特別積立金		純資産の部「国庫補助金等特別積立金」
	次期繰越活動増減差額		純資産の部「次期繰越活動増減差額」
	検算<自動計算>		0 貸借差額を自動計算 0以外は確認が必要
事業活動計算書	サービス活動収益		サービス活動増減の部(収益)の、「サービス活動収益計」。
	国庫補助金等特別積立金取崩額		サービス活動増減の部(収益)の、「国庫補助金等特別積立金取崩額」
	経常経費寄附金収益		サービス活動増減の部(収益)の、「経常経費寄附金収益」
	サービス活動費用		サービス活動増減の部(費用)「サービス活動費用計」
	人件費		サービス活動増減の部(費用)「人件費」
	福利厚生費		サービス活動増減の部(費用)「事務費支出」の、「福利厚生費」
	業務委託費(保守料除く)		サービス活動増減の部(費用)「事務費支出」の、「業務委託費」。
	事業費支出		サービス活動増減の部(費用)「事業費支出」
	減価償却費		サービス活動増減の部(費用)「減価償却費」
	サービス活動増減差額<自動計算>		0 ※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
	サービス活動外収入		サービス活動外増減の部(収益)「サービス活動外収益計」
	サービス活動外費用		サービス活動外増減の部(費用)「サービス活動外費用計」
	サービス活動外増減差額<自動計算>		0 ※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
	経常増減差額<自動計算>		0 ※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
	特別増減差額		特別増減の部「特別増減差額」
1-①当期活動増減差額<自動計算>		0 ※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。	
1-②次期繰越活動増減差額		繰越活動増減差額の部「次期繰越活動増減差額」	
資金収支計算書	2-①事業活動資金収支差額		事業活動による収支「事業活動資金収支差額」
	施設整備等資金収支差額		施設整備等による収支「施設整備等資金収支差額」
	その他活動資金収支差額		その他活動による収支「その他活動資金収支差額」
	当期資金収支差額<自動計算>		0 ※自動計算されるので、計算書類の該当箇所と一致しているかを確認。
	2-②当期末支払資金残高		「当期末支払資金残高」
財務指標(計算結果)	3-①流動比率	#DIV/0!	} <自動計算>されるので、入力しないでください。
	3-②純資産比率	#DIV/0!	
	(人件費率)	#DIV/0!	
	(委託費率)	#DIV/0!	
	1-⑤人件費率+委託費率	#DIV/0!	
	3-③固定長期適合率	#DIV/0!	
	1-⑥経常活動収支差額率	#DIV/0!	
	1-③サービス活動収益対借入金比率	#DIV/0!	
1-④労働分配率	#DIV/0!		